

広島市地域防災計画

＝（基本・風水害対策編）＝

広島市水防計画

（令和5年3月修正）

広島市防災会議
広島市

目 次

【水防計画】

第1章 総 則	401
第1節 計画の目的及び位置付け	401
第2節 計画の内容	401
第1 基本事項	401
第2 細部事項	401
第3節 用語の定義	401
第2章 情報の収集及び連絡	402
第1節 気象情報・水防情報等の収集	402
第1 気象情報・水防情報の収集	402
第2 水位・潮位・雨量の観測	402
第2節 気象情報・水防情報等の伝達	402
第1 気象情報・水防情報の伝達	402
第2 水位周知下水道における水位到達情報の伝達	403
第3節 住民情報の収集等	403
第4節 情報の連絡方法	403
第3章 水防応急活動	404
第1節 水防要員の出動	404
第1 出動の指令	404
第2 出動の事前協議	406
第2節 水防要員の安全配慮	406
第3節 警戒・広報活動の実施	406
第1 警戒・広報要員の任務	406
第2 関係者への措置要請及び報告	407
第4節 被害状況等の調査	407
第1 調査要員の任務	407
第2 被害状況等の報告	407
第3 被害報告の取りまとめ及び県への報告	407
第5節 応急工作の実施等	407
第1 応急工作の実施	407
第2 応急工作の関連措置	408
第6節 水防資機材の整備・運用	408
第1 水防倉庫の位置及び水防資機材の備蓄	408
第2 備蓄資機材の使用・補給	408
第3 国及び県が所有する備蓄資機材の活用	408
第7節 緊急輸送の実施	408
第1 緊急輸送車両	408
第2 優先通行標識	408
第8節 応援要請	409
第1 警察への応援要請	409
第2 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請等	409
第9節 関連応急対策	409

第4章 避難対策	410
第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	410
第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等	410
第2 注意喚起	411
第3 高齢者等避難	411
第4 避難指示等	412
第5 避難指示等の発令	413
第2節 住民説明の実施及び関係機関への報告等	414
第1 高齢者等避難の伝達又は避難指示等の発令を行った場合の住民説明の実施等	414
第2 関係機関への通知及び報告	414
第3節 災害種別に応じた避難	415
第1 洪水への対応	415
第2 土砂災害への対応	418
第3 高潮への対応	421
第4 津波への対応	422
第5 内水（雨水出水）への対応	425
第4節 避難誘導	426
第5節 避難路の確保	427
第6節 指定緊急避難場所等の開設等	427
第1 指定緊急避難場所の開設	427
第2 指定緊急避難場所等の段階的な開設	427
第3 指定緊急避難場所の管理運営	427
第4 指定緊急避難場所の避難状況等の報告	427
第5 指定避難所の開設	428
第6 指定避難所の管理運営	428
第7 指定避難所の避難状況等の報告	428
第8 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援	429
第7節 避難指示等の解除	429
第1 避難指示等の解除	429
第2 避難指示等の解除の際の助言	429
第5章 水防訓練・教育	430
第1節 水防訓練	430
第2節 水防教育	430
第6章 河川管理者による水防活動への協力	431
第1節 河川管理者の協力	431
第2節 太田川河川事務所長による協力	431
第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲	431
第2 河川管理者の協力が必要な事項	432
第3 河川に関する情報の提供	433
第7章 雑 則	433
第1 身分証票	433
第2 水防活動実績報告	433

(付表)

別表第1	水位・潮位及び雨量の観測場所	434
別表第2	水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統	441
別表第3	気象又は水防に関する情報の伝達	442
別表第4	水位周知下水道における水位到達情報の通知	443
別表第5	水防上重要な場所	444
別表第6	市有水防倉庫一覧表	478
別表第7	水防倉庫の備蓄基準	479
別表第8	国及び県の所有する備蓄資機材	480
別表第9	消防機関の車両等	488
別表第10	市有建設車両	489
別表第11	優先通行標識	489
別表第12	水防信号施設等	490
別表第13	身分証票	496
別表第14	水防活動実績報告書	497
別表第15	水防活動実績報告書（作成例）	498

広島市水防計画

第1章 総 則 《危機管理室》

第1節 計画の目的及び位置付け

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定による指定水防管理団体としての本市が、市域における水害を警戒し、防ぎよし、軽減するため、水防上必要な事項について、同法第33条の規定に基づき、広島県水防計画に応じて定め、広島市防災会議に諮って策定した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、広島市防災会議が作成する広島市地域防災計画の部門計画である。

第2節 計画の内容

第1 基本事項

この計画に定める水防上必要な基本事項は、次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画の「基本・風水害対策編」（以下「地域防災計画」という。）によるものとする。

- 1 気象情報・水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 2 警戒・広報活動、被害状況等の調査、応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
- 3 避難情報及び避難場所の開設等避難対策に関する事項
- 4 水防訓練及び教育に関する事項
- 5 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第2 細部事項

この計画を円滑に運用するため、この計画に基づく水防上の諸活動の展開に必要な細部事項は、水防組織を構成する関係部局において定めなければならない。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水 害 洪水、高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ等の被害をいう。
- 2 水 防 組 織 地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部をいう。
- 3 水 防 要 員 水防組織を構成する部局に属する者で、この計画における一連の活動に従事する者をいう。
- 4 水防上重要な場所 事前調査に基づき、水防活動上、特に警戒を要すると認め、指定した堤防、護岸、溜池、急傾斜地、造成宅地等をいう。

第2章 情報の収集及び連絡

第1節 気象情報・水防情報等の収集 《危機管理室災害対策課》

第1 気象情報・水防情報の収集

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象又は水防に関する情報を電話、ファクシミリ、端末機、インターネットにより収集する。

第2 水位・潮位・雨量の観測

1 観測の指令

危機管理担当局長は、次の場合において、水位、潮位及び雨量の観測員に観測を行うことを指令する。

- (1) 水位の観測 広島地方気象台から洪水注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。又は国土交通省太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で行う指定河川洪水予報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
- (2) 潮位の観測 広島地方気象台から高潮等に関する注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
- (3) 雨量の観測 危機管理担当局長が必要と認めたとき（通常は自動的に観測する。）。

2 観測要領

前項に基づく観測員の観測及び観測結果の通報は次による。

- (1) 水位の観測員は、水位の変動を監視し、水位を堤防からの落差により測定し、異常水位又は越水のおそれがあるときは随時通報する。
- (2) 潮位の観測員は、潮位の状況を監視し、潮位又は堤防からの落差、風向及び波高を測定し、異常潮位又は越波、越水のおそれがあるときは随時通報する。
- (3) 雨量の観測員は、特別に指示があった場合を除き、毎正時に1時間ごとの雨量を測定し、通報する。

3 観測場所

水位、潮位及び雨量の観測は、別表第1に定める観測場所において行う。

4 観測結果の通報

観測結果の通報系統は、別表第2のとおりとする。

第2節 気象情報・水防情報等の伝達 《各局等、危機管理室災害対策課、各区域政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

第1 気象情報・水防情報の伝達

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象又は水防に関する情報を受けたときは、別表第3に定めるところにより各局等及び各区へ伝達する。

伝達を受けた各局等及び各区の長は、速やかにその内容を水防要員に周知させるとともに、必要に応じ関係機関への連絡及び住民への広報を行うなど適切な措置を講じる。

第2 水位周知下水道における水位到達情報の伝達

1 種類及び発表基準

本市は、市長により指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
内水氾濫危険情報 (雨水出水特別警戒 水位到達情報)	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき

2 本市が行う水位到達情報の通知

別表第4のとおり。

第3節 住民情報の収集等 《各局等、危機管理室災害対策課、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

各局等及び各区の長は、災害の前兆現象や防災施設等の異常の通報を受けたときは、危機管理担当局長に報告するとともに、現地調査を行うほか、避難指示など適切な措置を講じる。

第4節 情報の連絡方法 《危機管理室災害対策課》

情報の連絡方法は、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策、第3節 情報の収集及び伝達」による。

第3章 水防応急活動

第1節 水防要員の出動

第1 出動の指令《危機管理室、消防局警防課、各市区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長、消防署長又は消防団長は、太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報が発令されたとき又はその他水防上必要と認めるときは、水防要員に出動の準備等を行わせ、又は出動の指令を行う。

1 状況に応じた活動内容

水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。

(1) 洪水等

状況	活動内容
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位に達したとき。	1 気象情報、水位情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	1 気象情報や各地の雨量・水位の状況等の収集・把握 2 河川堤防等の巡視 3 土のう積み等の浸水防止対策の実施 4 状況に応じた避難情報の伝達及び周知 5 住民から異常通報があった地域（過去に災害があった場所を含む。）や危険区域への巡視の強化 6 水防資機材等の準備
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難の伝達及び周知 2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

(2) 高潮

状況	活動内容
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 台風の進路や高潮に関する気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。 3 潮位の予測が T. P. +2.1m以上のとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視 2 土のう積み等の浸水防止対策の実施 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備

1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 3 潮位の予測が T. P. +2.5m以上のとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化 2 浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の発令 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

(3) 土砂災害

状況	活動内容
強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

(4) 津波

状況	活動内容
太田川河川事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 津波に関する情報、地震による堤防決壊情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 3 水防資機材等の準備
太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視 2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導 3 必要と認める場合には、応急工作の実施 4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知 5 避難場所の開設及び避難誘導

※1 水防要員は、自らの避難に要する時間及び津波到達予想時刻を考慮し、活動限界時間を設定した上で活動する。

※2 自身の危険性が高いと判断したときは、避難を優先する。

※3 地震の揺れによって、堤防の決壊（破堤）による浸水が発生した場合には、浸水の状況を考慮して活動を行う。

2 出動の指令区分

- (1) 警戒・広報出動
- (2) 調査出動
- (3) 応急工作出動
- (4) その他特命出動

第2 出動の事前協議《各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長、消防署長及び消防団長は、水防要員の出動を円滑に行うため、あらかじめ出動指令の方法、出動分担、出動区域及び出動人員等必要な事項を協議しておく。

第2節 水防要員の安全配慮《危機管理室、消防局消防団室・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

水防要員は、安全管理を徹底し、水防要員自身の安全確保に留意する。

- 1 水防活動現場（警戒巡視箇所等を含む。）への出動等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。
- 2 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命ボート等の資機材を有効に活用する。
- 3 土石流による土砂等の堆積状況など、災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる安全な場所等への警戒員の配置及び水防要員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての水防要員に周知する。
- 4 水防活動や避難誘導などに当たっては、水防要員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間と津波到達時刻等を考慮するとともに、水防要員が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。
- 5 警戒員等から緊急退避の警笛（長声2回）又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、水防要員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避する。

第3節 警戒・広報活動の実施

第1 警戒・広報要員の任務《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

警戒・広報出動の指令を受けた水防要員（以下「警戒・広報要員」という。）は、河川、海岸、急傾斜地等のうち、別表第5に掲げる水防上重要な場所及び過去に災害のあった場所を中心に巡回し、必要に応じて地域住民の水害に対する警戒の呼びかけ等の広報活動を行うとともに、次の事項を発見したときは、直ちに区長、消防署長又は消防団長に報告しなければならない。

- 1 護岸や堤防の越水・亀裂・欠け崩れ等
- 2 山崩れ・がけ崩れ等
- 3 その他水防上危険と認める事項

第2 関係者への措置要請及び報告《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

- 1 区長、消防署長又は消防団長は、警戒・広報要員から水防上危険な事項について報告があったときは、必要な指示を行うとともに、直ちに河川・海岸堤防等の関係者に連絡して必要な措置を求めなければならない。この場合、区長、消防署長及び消防団長は必要に応じて求める措置について協議する。
- 2 前項の規定により関係者に必要な措置を求めた場合は、その状況を危機管理担当局長に報告する。

第4節 被害状況等の調査

第1 調査要員の任務《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

調査出動の指令を受けた水防要員（以下「調査要員」という。）は、直ちに被害場所等の調査を行い、被害の種別及び程度又は応急工作の要否等必要な事項を、区長、消防署長又は消防団長に報告しなければならない。

第2 被害状況等の報告《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

- 1 区長、消防署長又は消防団長は、調査要員から被害状況等について報告があったときは、必要な指示を行うとともに、危機管理担当局長に報告する。
- 2 堤防の決壊等の重要な被害については、当該区域を管轄する警察署及び河川管理者にその状況を通報する。

第3 被害報告の取りまとめ及び県への報告《危機管理室》

- 1 危機管理担当局長は、区長・消防署長又は消防団長から報告を受けたときは、被害状況の取りまとめを行うとともに、必要と認める各局等及び各区の長に連絡する。
- 2 市長（危機管理室）は、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策、第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところにより、県に対して被害状況の報告を行う。

第5節 応急工作の実施等

第1 応急工作の実施《各区維持管理課・農林課・地域整備課、各消防署》

- 1 応急工作出動の指令を受けた水防要員（以下「工作要員」という。）は、水害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、速やかに応急工作を実施し、被害の拡大防止又は発生防止に努めなければならない。
- 2 区長は、応急工作の実施に当たり特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導するため、あらかじめ指名した職員（以下「技術指導員」という。）を派遣する。

第2 応急工作の関連措置《各区維持管理課・農林課・地域整備課、各消防署》

- 1 工作要員は、応急工作の実施に際し、二次災害の発生防止等安全確保を図るため、必要に応じて警戒区域の設定又は監視員の配置等必要な措置を講じる。
- 2 水防要員（消防団員を除く。）は、応急工作を実施したときは、工作时又は事後において現場写真の撮影等記録保存を図る。

第6節 水防資機材の整備・運用

第1 水防倉庫の位置及び水防資機材の備蓄《消防局警防課》

- 1 市有の水防倉庫の位置は、別表第6及び資料編「水防計画附図」のとおりである。
- 2 水防資機材の備蓄基準は、別表第7のとおりとする。

第2 備蓄資機材の使用・補給《消防局総務課・警防課、各消防署》

- 1 備蓄資機材の使用は、管理責任者たる消防署長が決定し、出庫する。
- 2 消防署長は、所轄水防倉庫の出庫資機材が備蓄基準数の過半に達したときは、消防局長に緊急補給を要請しなければならない。
- 3 消防局長は、前項の要請があったときは、資機材の配置替え又は緊急購入等により補給する。

第3 国及び県が所有する備蓄資機材の活用《危機管理室、消防局警防課》

- 1 備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、国及び県の所有する備蓄資機材を使用する場合には、太田川河川事務所長、西部建設事務所長又は広島港湾振興事務所長に要請する。
- 2 国及び県の所有する備蓄資機材は、別表第8のとおりである。

第7節 緊急輸送の実施

第1 緊急輸送車両《道路交通局道路管理課、消防局施設課、各区建築課》

- 1 応急工作等に必要となる人員又は水防資機材等の緊急輸送は、原則として消防機関又は市有車両等により行う。
- 2 消防機関の有する車両等は、別表第9のとおりである。
- 3 市有建設車両は、別表第10のとおりである。

第2 優先通行標識《道路交通局道路管理課、消防局施設課、各区建築課》

緊急輸送等に使用する車両に取り付ける優先通行標識は、別表第11のとおりとする。

第8節 応援要請

第1 警察への応援要請《各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長又は消防署長は、水防のため必要があるときは、当該区域を管轄する警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第2 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請等《危機管理室》

自衛隊又は他の地方公共団体等への応援要請等は、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策、第25節 応援要請及び協力要請」に定めるところにより行う。

第9節 関連応急対策《各局等、各区》

この章における水防応急活動の実施に際し、救難・救助・保健衛生活動等関連する応急対策については、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策」に定めるところによる。

第4章 避難対策

第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等

注意喚起、高齢者等避難、避難指示の伝達を行う判断の基準は、本章第3節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。

なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を段階的に発表・発令する。《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》

1 土砂災害を警戒する場合

大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方气象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方气象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS版を活用する。

その他、大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

2 高潮を警戒する場合

予測潮位が基準値を超えた場合において、高潮の危険性を判断する際は、広島地方气象台が発表する潮位予測とともに、低気圧又は台風の中心気圧や進路のほか、広島県防災情報システムからの潮位予測等の情報を踏まえる。

3 洪水を警戒する場合

基準水位に達した場合において、洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び国土交通省太田川河川事務所、県等からの水位情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS版を活用する。

4 津波を警戒する場合

国外での地震による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合において、津波の危険性を判断する際は、広島地方气象台等からの情報を踏まえる。

第2 注意喚起

危機管理室長又は副区長は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等の情報を知らせ、住民等に注意を喚起し、状況に応じて避難の準備をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。なお、注意喚起は適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ア) 気象情報 (イ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS（Twitter、Facebook、LINE）

第3 高齢者等避難

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、不要不急の外出を控えることや、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者及び避難支援等関係者に対し避難行動の開始を促す。

高齢者等避難の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

高齢者等避難は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
高警戒レベル3 高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者及び避難支援等関係者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS（Twitter、Facebook、LINE） (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 避難誘導アプリ ※ その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

第4 避難指示等

1 避難指示

- (1) 市長又は区長は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示する。
- (2) 避難指示の発令者については、原則区長とする。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難指示を発令する必要がある場合や、津波による避難指示を発令する必要がある場合は市長が発令する。

2 緊急安全確保

- (1) 災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- (2) 緊急安全確保の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急安全確保を発令する必要がある場合は市長が発令する。

3 市長又は区長が不在の場合の取扱い

市長又は区長が不在の時に、避難指示等を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	—	—

4 急激な気象の変化への対応

急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、避難指示等の判断基準に達した場合は、次に記載する者が避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	—	—

第5 避難指示等の発令

- 1 実施担当機関：原則区長
- 2 避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※ (エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
緊急安全確保 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		

- 3 市長及び区長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求めることができる。
- 4 市長及び区長は、避難指示等の発令の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。
また、急激に気象が変化し危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難指示等の発令につなげるため、避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。
区長は、避難指示等を発令する場合、事前に、市長(危機管理室)にその旨を報告する。
なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長(危機管理室)に報告する。
- 5 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難指示等の伝達について協力を要請する。
- 6 区長は、避難指示等を発令する場合は、必要に応じて警察、消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- 7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。
- 8 市長は、避難指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- 9 避難指示等を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から選定する。
- 10 区長、消防局長又は消防署長は、水害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

- 11 区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。
- 12 避難指示等の発令に当たっては、ただちに適切な行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。
また、避難場所を開設するいとまがなく、避難指示等を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

第2節 住民説明の実施及び関係機関への報告等 《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

第1 高齢者等避難の伝達又は避難指示等の発令を行った場合の住民説明の実施等

区長は、住民と一体となった防災活動を確保するため、高齢者等避難の伝達又は避難指示等を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第2 関係機関への通知及び報告

- 1 市長は、避難指示等を発令したとき、速やかにその旨を県知事へ報告する。
また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- 2 区長は、避難指示等を発令したとき、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

第3節 災害種別に応じた避難 《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》

第1 洪水への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 「氾濫危険情報」が通知された場合 2 河川管理者から水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されることの情報を得た場合 3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。
～～～《警戒レベル4までに必ず避難》～～～				

第5段階	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】</p> <p>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</p> <p>（災害が切迫している状況例）</p> <p>1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合</p> <p>2 水位が氾濫開始相当水位に到達、又は堤防高や背後地盤高に到達するおそれが高い場合</p> <p>（災害発生の例）</p> <p>3 「氾濫発生情報」が通知された場合</p> <p>4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難が遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>
	<p>○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>		

2 避難方法

警戒レベル	警戒レベル1・2 （気象状況悪化）	警戒レベル3 （災害のおそれあり）	警戒レベル4 （災害のおそれ高い）	警戒レベル5 （災害発生又は切迫）
避難情報等	洪水注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	<p>自宅・職場など</p> <p>状況に応じ、適切な避難行動を取る。</p> <p>付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。</p> <p>建物内の安全な場所（上階）に待避する。</p> <p>本市が開設する指定緊急避難場所（洪水）へ避難する。</p> <p>あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。</p> <p>・命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。</p> <p>・相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p>			

3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第14条の規定に基づき指定された、太田川水系太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川、安川、水内川、府中大川、鈴張川、南原川、瀬野川水系瀬野川、八幡川水系八幡川、岡ノ下川水系岡ノ下川に係る洪水浸水想定区域については、それぞれの洪水浸水想定区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

また、広島県が公表した太田川水系京橋川及び猿猴川に係る洪水浸水想定区域についても、上記に応じて警戒避難体制を定める。

- (1) 洪水浸水想定区域内の住民等は、気象台から洪水警報の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。

なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した洪水の影響がない避難場所に自主避難する。

- (2) 洪水浸水想定区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、身の安全を確保したうえで、区役所や消防署へ通報する。
- (3) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から高齢者等避難の伝達があった場合は、不要不急の外出を控え、避難の準備を行う。また、要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。

なお、状況に応じあらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した避難場所又は本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。

- (4) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から避難指示の発令があった場合や堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、指定緊急避難場所の中から本市が開設した施設又はあらかじめ決めておいた知人宅、堅固な建築物の上階等にすぐ避難する。

また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や堅固な建築物の上階に避難する。

なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難する。

- (5) 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。
- (6) 資料編2-2-2に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (7) 資料編2-2-2に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (8) 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。
- (9) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。
- (10) 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。
- (11) 本市は、水防法に基づき、資料編2-2-2に掲げる施設(所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員(要配慮者利用施設は自衛水防組織が設置された場合)に限る。)に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

第2 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 大雨注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を強化する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持つていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。（※2） 4 前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※3）に危険度（3時間後に基準値超過）が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う（持つていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。（※2）
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2時間後に基準値超過、1時間後に基準値超過、実況で基準値超過又は実況で特別警報基準値超過）が表示された場合 2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 3 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル4（避難指示）の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4（避難指示）発令の周知を図る。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。（※4）
~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~				

第5段階	<p><b>【警戒レベル5（緊急安全確保）】</b></p> <p>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合（災害が切迫している状況例）</p> <p>1 斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象の通報があった場合</p> <p>2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で特別警報基準値超過）が表示され、引き続き、土壌雨量指数の上昇が見込まれる場合（災害発生の例）</p> <p>3 土砂災害（がけ崩れや土石流）の発生が確認された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための最善の行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも山や崖から離れた場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>
<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>				
<p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p> <p>※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。</p> <p>なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> <p>※5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>				

## 2 避難方法

警戒レベル	警戒レベル1・2 （気象状況悪化）	警戒レベル3 （災害のおそれあり）	警戒レベル4 （災害のおそれ高い）	警戒レベル5 （災害発生又は切迫）
避難情報等	大雨注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	自宅・職場など			
	状況に応じ、適切な避難行動を取る。			
		付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。		<p>・命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。</p> <p>・相対的に安全だと判断できる少しでも山やがけから離れた場所へ移動する。</p>
		建物内の安全な場所（上階）に待避する。		
	本市が開設する指定緊急避難場所（土砂）へ避難する。			
	あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。			

### 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止法第7条の規定に基づき土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）の指定を受けた区域（資料編2-2-9参照）について、住民等が行う警戒避難体制を定める。なお、本市は、土砂災害防止法第8条に基づく警戒避難体制を「地域防災計画（基本・風水害対策編）第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 6 警戒避難体制の整備」のとおり定める。

#### (1) 平時から行う事項

- ア 警戒区域の住民等は自らの住む地域の危険性を把握する。
- イ 土砂災害は発生を予測することが難しいこと、命の危険を脅かすことが多いことから、気象情報や避難指示等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であることを認識する。
- ウ 土砂災害に対する避難指示等は、警戒区域を対象として発令されることを認識する。
- エ 本市と地域住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定して周知する。
- オ 本市と地域住民等は協力して、土砂災害のハザードマップの作成を行う。
- カ 土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域の範囲や避難場所、避難経路等を確認し、定期的に避難訓練等を実施する。
- キ 資料編2-2-10に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。
- ク 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。

#### (2) 緊急時に行う事項

- ア 警戒区域の住民等は、気象台から大雨警報（土砂災害）が発表された場合は、広島市防災情報メール、テレビやラジオ、広島市防災ポータル、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅等への自主避難を行う。
- イ 警戒区域の住民等は、小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主避難するとともに、身の安全を確保した上ですぐに区役所や消防署に連絡する。
- ウ 本市から高齢者等避難の伝達があった場合は、不要不急の外出を控え、避難の準備を行うとともに、必要に応じ、本市が指定する指定緊急避難場所の中から開設される避難場所やあらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難する。  
特に、警戒区域内の避難に時間を要する要配慮者等は、あらかじめ定める自主防災組織等の援助者等の支援を受け、本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。
- エ 警戒区域の住民等は、本市から避難指示等が発令された場合は、あらかじめ決めておいた知人宅や本市が開設した指定緊急避難場所に直ちに避難する。ただし、急激な気象変化により指定緊急避難場所が開設されていない場合や、屋外を移動することでかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や堅固な建物の上階へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内でも上階のしかも山の反対側に待避する。
- オ 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- カ 避難に当たっては、自主防災組織が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

### 第3 高潮への対応

#### 1 段階に応じた対応

段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 台風や低気圧が接近する可能性がある場合	必要に応じて 【注意体制】	台風の進路や高潮に関する気象情報等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起】 高潮注意報（警戒レベル3相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。  〔気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。〕	必要に応じて 【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて状況の推移を見守る。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。（※1） 4 異常潮位や堤防の亀裂など異常現象を発見したときは、区役所や消防署へ連絡する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 〔気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。〕	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※2）に対し警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。（※1）
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがある場合。 2 巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあると判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※2）に警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に潮位が上昇し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b>約1分 約5秒 約1分</b> 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。（※3）
～～～《警戒レベル4までに必ず避難》～～～				
第5段階	【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合（災害が切迫している状況例） 1 越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれが高まったとの通報があった場合（災害発生の場合） 2 異常な越波・越流が発生した場合 3 海岸堤防等が倒壊した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。	緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難が遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。 2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。 3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。
○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。				
○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。				
※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。				
※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。				
※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。				

## 2 避難方法

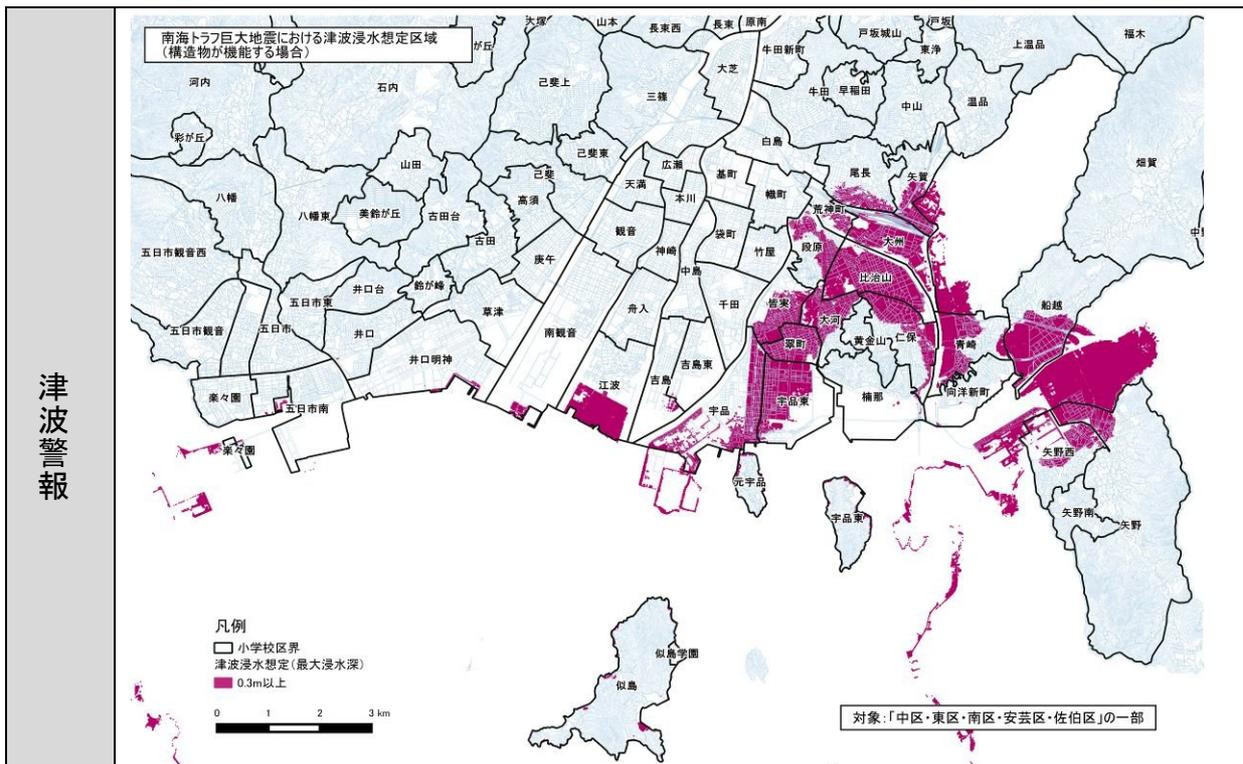
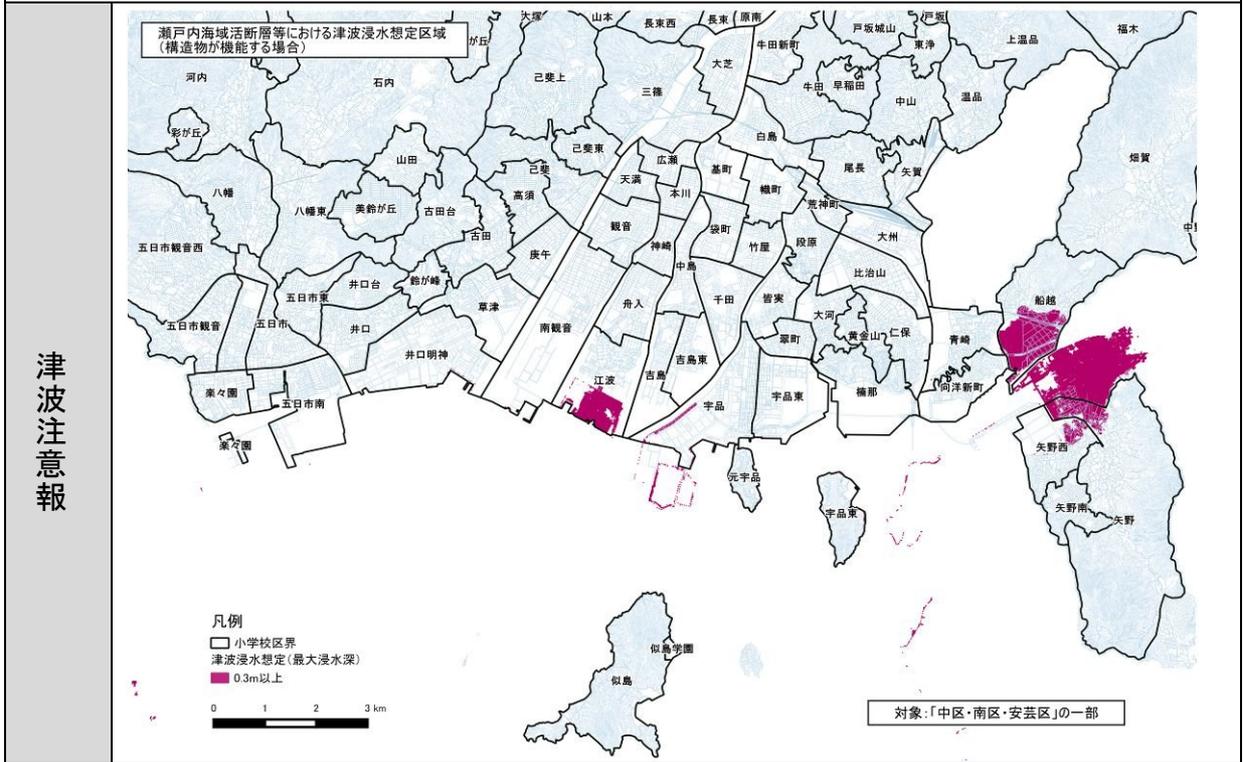
警戒レベル	警戒レベル 1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル 3 (災害のおそれあり)	警戒レベル 4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル 5 (災害発生又は切迫)
避難情報等	洪水注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	<p style="text-align: center;">自宅・職場など</p> <p style="text-align: center;">状況に応じ、適切な避難行動を取る。</p> <p style="text-align: center;">           付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。            建物内の安全な場所(上階)に待避する。            本市が開設する指定緊急避難場所(高潮)へ避難する。            あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。         </p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。 ・相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> </div>			

## 第4 津波への対応

### 1 状況に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合(※1)	【災害対策本部】	1 必要な区域(※3)に避難指示を発令する(※4)。 <div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 2px;">             約1分 【サイレン】 約5秒 【休止】 約1分 【サイレン】           </div> 2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。(※6) 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
国外での地震による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】(※2)	1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。
※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。 ※2 津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。 ※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。 ※4 建造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。 ※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。 ※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。			

## 避難指示対象区域図



【出典】 広島県地震被害想定報告書 (H25. 10)

- (注1) 最大浸水深が30cm以上の区域を対象とする。
- (注2) 堤防等より海側及び河川側の区域も対象とする。
- (注3) 大津波警報発表時には、発表される津波高を踏まえ、必要な区域を対象とする。

## 2 避難方法

気象情報	津波注意報	津波警報	大津波警報
災害情報	避難指示		
避難行動	自宅・職場など		
	↓		
	本市が開設する指定緊急避難場所（津波）や近くの高台に避難する。		
	【避難場所へ移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合】		
	↓		
付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。			
【屋外の移動に危険が伴う場合】			
↓			
建物内の安全な場所（上階）に待避する。			

## 3 津波災害警戒区域における警戒避難体制

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県知事により指定を受けた津波災害警戒区域について次のとおり警戒避難体制を定める。

- (1) 津波災害警戒区域内の住民等は、自らの住む地域の危険性を認識する。
- (2) 津波災害警戒区域内の住民等は、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表された場合には、直ちに海岸付近や川辺などから離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。  
また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や津波災害警戒区域外の安全な高台に避難する。  
なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難する。
- (3) 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。
- (4) 津波は繰り返し襲ってくることから、津波注意報や津波警報、大津波警報が解除されるまでは、避難行動を継続し、海岸付近や川辺には近づかない。
- (5) 資料編 2-2-1 1 に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (6) 資料編 2-2-1 1 に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (7) 資料編 2-2-1 1 に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。
- (8) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画を市ホームページ等で公表する。
- (9) 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。
- (10) 本市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、資料編 2-2-1 1 に掲げる施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（避難促進施設は自衛水防組織が設置された場合）に限る。）に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信シス

テム等により伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

## 第5 内水（雨水出水）への対応

### 1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【状況把握】 大雨警報（浸水害）が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、注意喚起を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 状況に応じ、建物内の安全な場所（上階）等へ避難する。

※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル4（避難指示）の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを必要な区域に指示する。さらに、災害が発生し、又は切迫している状況において、直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合は、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。

### 2 避難方法

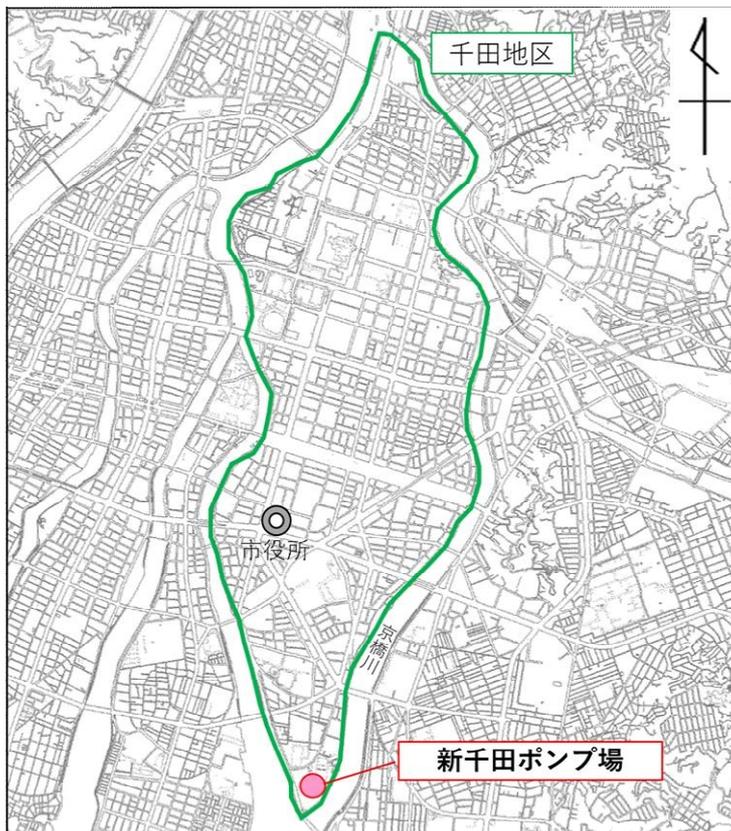
内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。

### 3 内水浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第14条の2の規定に基づき指定した千田地区については、次のとおり警戒避難体制を定める。

- (1) 資料編2-2-2に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び雨水出水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (2) 資料編2-2-2に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (3) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。
- (4) 本市は、水防法に基づき、水防管理者、量水標管理者及び資料編2-2-2に掲げる地下街等（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。）に対して内水氾濫危険情報を下水道局水位情報自動通報システムにより伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。



水防法第 14 条の 2 の規定に基づき指定した千田地区

#### 第 4 節 避難誘導 《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等、各消防署》

- 1 声かけ避難は、自主防災組織等が主体となつて行う。消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。
- 2 避難誘導は、消防職員、区職員、消防職員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
- 3 速やかな避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を図るとともに、指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、避難者の速やかな避難誘導を行う。
- 4 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- 5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。
- 6 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

## 第5節 避難路の確保 《各区区政調整課・地域起こし推進課》

指定緊急避難場所等又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関又は災害協力事業者等に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

## 第6節 指定緊急避難場所等の開設等 《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

### 第1 指定緊急避難場所の開設

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、職員を派遣し、指定緊急避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあつては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織等の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

### 第2 指定緊急避難場所等の段階的な開設

避難場所は下表のとおり、災害の危険度の各段階に応じて開設することとする。

避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じて自主的に開錠
警戒レベル3 高齢者等避難	原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設
警戒レベル4 避難指示	必要な指定緊急避難場所を順次開設

### 第3 指定緊急避難場所の管理運営

- 1 区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。
- 2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。
- 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

### 第4 指定緊急避難場所の避難状況等の報告

- 1 区長は、指定緊急避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。
- 2 区長は、避難者数、その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

## 第5 指定避難所の開設

区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として派遣する。

## 第6 指定避難所の管理運営

1 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。

例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみのお世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

4 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。

5 指定避難所での要配慮者に対する配慮については、基本・風水害対策編「第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等 第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。

6 健康福祉局長は、指定避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。

7 道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。

8 健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。

## 第7 指定避難所の避難状況等の報告

1 区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福企画課へ報告する。

2 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福企画課へ報告する。

3 区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、市長（危機管理室）に報告する。

## 第8 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

## 第7節 避難指示等の解除 《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》

### 第1 避難指示等の解除

区長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難指示等を解除する。区長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長(危機管理室)に報告する。

市長又は区長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

### 第2 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は県知事は、必要な助言をするものとする。

## 第5章 水防訓練・教育

### 第1節 水防訓練 《危機管理室、消防局警防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

- 1 水防法第32条の2の規定による水防訓練は、次の訓練種目の中から、単独又は総合して毎年1回以上行う。
  - (1) 水防要員の非常招集訓練
  - (2) 有線又は無線を利用した情報連絡訓練
  - (3) 住民を対象とした避難訓練
  - (4) 水防資機材の緊急輸送又は水防工法の実技訓練
- 2 各局等及び各区の長は、前項の規定による訓練のほか、所属の水防要員に対して担当業務についての訓練を実施するよう努めなければならない。

### 第2節 水防教育 《各局等、各区》

各局等及び各区の長は、次のときは所属の水防要員に対して水防活動に必要な教育を実施する。

- 1 水防計画又はこれに基づく実施要綱等を制定又は改正したとき。
- 2 水防要員に異動があったとき。
- 3 その他関係部局の長が必要と認めたとき。

## 第6章 河川管理者による水防活動への協力

### 第1節 河川管理者の協力

河川管理者である国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長及び広島県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防活動に次の協力を行う。

- 1 本市に対する、河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 本市の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

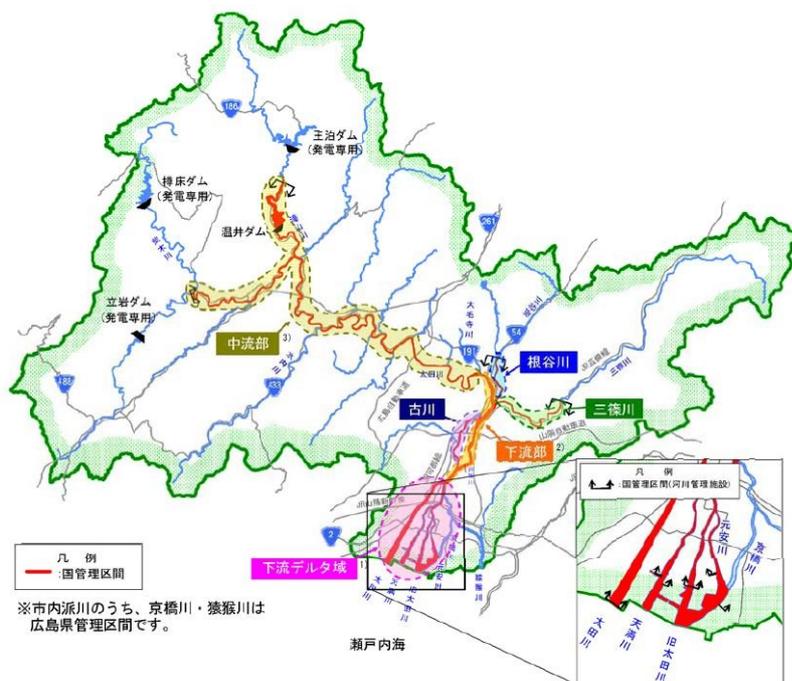
### 第2節 太田川河川事務所長による協力

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長(以下この節において、「河川管理者」という。)と広島市は、本市が行う水防活動に対する河川管理者の協力について、以下のとおり定める。

#### 第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲

河川管理者の水防活動への協力の対象区間は、国管理区間とする。

河川名等	上流端	下流端	延長(km)
おおたがわ 太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番の 2 地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
てんまがわ 天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
もとやすがわ 元安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
へまかがわ 戸坂川	左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 901 番の 2 地先 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 954 番の 2 地先	太田川への合流点	0.1
ふるかわ 古川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
みまきがわ 三篠川	左岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわ 根谷川	左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字土居 426 番の 2 地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字横側 2270 番地先	太田川への合流点	5.45
たきやまがわ 滝山川	左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山国有林地先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山向イ山黒滝 323 番 30 地先	太田川への合流点	12.9



## 第2 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

### 1 本市に対する、河川に関する情報の提供

内容	提供手段	提供方法等
雨量・水位のデータ	太田川河川事務所ホームページ	<a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/index.html">http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/index.html</a>
	市町村向け川の防災情報(要ID・PW)	<a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a>
	広島県ホームページ(広島県防災WEB)	<a href="http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/disp?disp=R10100">http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/disp?disp=R10100</a>
河川(定点)のライブ映像	TV(地上デジタル放送)	NHK(総合:1チャンネル)のデータ放送(生活・防災情報)
河川水位・潮位の予測	太田川・小瀬川水位予測システム 太田川・小瀬川潮位予測システム	予測結果により必要に応じて、 第3の連絡窓口で情報提供
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設の操作状況 CCTV画像(キャプチャによる静止画像) ヘリ巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査結果	主にメール	水防管理団体の要望により、 第3の連絡窓口で情報提供

### 2 河川管理施設を利用した避難情報の周知

本市は、次の協定及び実施要領に基づき、河川管理者が所有する警報施設及び情報掲示板を用い、地域住民に避難情報を周知することができる。

<協定内容>

- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備協定書
- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備実施要領

### 3 出水期前の合同点検及び訓練の実施

河川管理者と本市が出水期前に重要水防箇所及び水防資器材の備蓄状況を現地点検し、洪水時の水防活動が速やかに行えるよう意志疎通を図る。

### 4 河川管理者・本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

河川管理者は本市の求めに応じ、「水防訓練」、「水防技術講習会」及び「防災に関する講習会」へ職員を派遣し、防災技術の向上・防災意識の啓発の支援を行う。

必要に応じて、本市は、河川管理者が実施する「排水機場や排水ポンプ車の運転訓練」に参加し、河川管理施設周辺の水防活動が速やかに行えるよう準備を行う。

### 5 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与

河川管理者は、本市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材及び備蓄資器材の提供又は貸与を行う。経費の負担については、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」のとおりとする。

## 6 水防に関する情報又は資料の収集に係る河川管理者の職員の派遣

本市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するため、河川管理者は職員の派遣を行う。

＜協定等の内容＞

災害時における相互協力に関する基本協定書

## 7 水防活動の記録及び広報活動での協力

河川管理者及び本市は、洪水時及び洪水後において水防活動の記録及び被災情報・水文観測資料等の基礎的な情報だけでなく、必要に応じてパンフレットなどの広報資料の共有や広報誌掲載・配布・防災イベントなどで協力し、効率的に地域住民等の防災意識の啓発に努める。

### 第3 河川に関する情報の提供

連絡方法は、原則、メール又は FAX 及び電話連絡とし下記のとおりとする。また、緊急時についてはホットライン（太田川河川事務所長と広島市長が直接電話連絡）での連絡により迅速な対応を行う。

＜第2のうち、1、2、3、6の項目＞

	河川管理者	水防管理団体
窓口	太田川河川事務所 調査設計課	広島市危機管理室 危機管理課
TEL	082-222-9245	082-504-2653
FAX	082-222-2432	082-504-2802
メール	ootagawa-saigai@cgr.mlit.go.jp	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp

＜第2のうち、4、5の項目＞

	指定地方行政機関	水防管理団体
窓口	中国地方整備局 防災室	広島市危機管理室 危機管理課
TEL	082-221-9231	082-504-2653
FAX	082-227-2651	082-504-2802
メール	bousai@cgr.mlit.go.jp	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp

## 第7章 雑 則

### 第1 身分証票《危機管理室》

水防法第49条第2項の規定に基づく水防要員の身分証票は、別表第13のとおりとする。

### 第2 水防活動実績報告《危機管理室》

市長（危機管理室）は、水防活動が終了したときは、洪水又は高潮による水害について別表第14に示す水防活動実績報告書及び第15に示す水防活動状況報告書を速やかに作成し、県に報告する。

別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所

1 水位の観測場所

(1) 広島市水位観測場所《各消防署》

行政区	河川及び岸別	観測場所	観測担当
中区	元安川左岸	大手町五丁目 21 番 南大橋東詰	中消防署
	旧太田川右岸	舟入本町 20 番 住吉橋西詰	
	天満川左岸	舟入町 8 番 観船橋東詰北側	
南区	猿猴川右岸	上東雲町 (平和橋から東大橋の間)	南消防署
西区	八幡川右岸	己斐本町二丁目 3 番 4 号 (己斐本町会館東側八幡川水門)	西消防署
	太田川右岸	竜王町 (太田川放水路山陽新幹線橋脚 2 本目)	
	八幡川左岸	井口四丁目 1-1 (広川スタジオ南西)	
安佐南区	太田川右岸	八木町 39 (ハワートンストープ宅北側)	安佐南消防署
	古川右岸	中須二丁目 4 番東側	
	古川左岸	中筋四丁目 19 番西側	
安佐北区	太田川左岸	可部町今井田 太田川漁業組合付近	安佐北消防署
	根の谷川右岸	三入一丁目 土居橋西詰	
	南原川右岸	可部八丁目 南原川樋門付近	
	大毛寺川右岸	亀山九丁目 迎川橋南詰	
	鈴張川左岸	安佐町大字飯室 最高寺橋	
	湯坂川右岸	狩留家町 長町橋	
	三篠川左岸	狩留家町 西中橋	
	小河原川左岸	小河原町 住田橋	
大山川右岸	白木町小越 関川合流点		
安芸区	熊野川右岸	阿戸町舛越 舛越橋	安芸消防署
	瀬野川左岸	上瀬野南一丁目 熊田鉄工(株)前	
	瀬野川右岸	中野三丁目 安芸区役所中野出張所前	

(注) この水位観測場所は、低地等でその流域の危険を予知するうえで重要な場所を示す。

(2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高 左岸(m) 右岸(m)	基準水位 (m)			
					氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位
安川	上安	河川情報センター	安佐南区相田二丁目地先	5.20 5.20	3.25	2.85	2.70	2.35
瀬野川	石原	〃	安芸郡海田町石原地先	4.60 4.30	2.90	2.20	1.90	1.10
瀬野川	瀬野	〃	安芸区瀬野一丁目1123地先	4.40 4.05	2.00	1.80	1.50	—
八幡川	中地	〃	佐伯区八幡東一丁目33	4.00 4.75	3.50	3.15	2.50	1.70
三篠川	向原	〃	安芸高田市向原町長田字田屋 3462-2 地先	4.00 3.12	1.30	1.15	1.05	0.65
根谷川	三入南	〃	安佐北区三入三丁目	3.58 3.66	1.65	1.35	1.30	0.75
水内川	菅沢	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	6.86 6.94	3.50	3.25	2.40	1.50

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		基準水位 (m)				
				左岸(m)	右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
八幡川	小深川	河川情報センター	佐伯区五日市町下小深川椎木 33-3	5.80	4.20		-	-	-	-
〃	白川	〃	佐伯区五日市町向原	5.70	6.78		-	-	-	-
石内川	石内	〃	佐伯区五日市町石内字平田 3712-3	5.23	4.83		-	-	-	-
〃	高井	〃	佐伯区八幡東四丁目 35-5-6 地先	5.46	山付け		-	-	-	-
梶毛川	上中	〃	佐伯区五日市町大字石内 3470-1 地先	5.59	5.59		-	-	-	-
猿猴川	段原	〃	南区段原末広町地先	4.40	4.40	(2.15)	-	-	-	-
京橋川	段原	〃	南区段原末広町地先	4.40	4.40	(2.15)	-	-	-	-
鈴張川	向田	〃	安佐北区安佐町飯室字向田 4401-4	4.30	3.62	2.45	2.10	1.45	-	-
府中大川	大須	〃	安芸郡府中町大須三丁目	3.57	3.61	2.30	1.90	1.40	-	-
〃	温品	〃	東区温品 7 丁目	12.86	12.86	1.45	1.15	1.00	-	-
吉山川	久地	〃	安佐北区安佐町久地字城下 4492	3.96	3.73	-	-	-	-	-
大毛寺川	亀山	〃	安佐北区亀山	3.86	4.05	-	-	-	-	-
岡ノ下川	岡ノ下	〃	佐伯区五日市中央地先	2.57	2.81	-	-	-	-	-
岡ノ下川	中州橋	〃	佐伯区五日市中央 4 丁目 7 地先	4.06	4.21	2.10	1.65	1.45	-	-
南原川	南原	〃	安佐北区可部町上町屋字下小野	2.91	3.39	2.00	1.90	1.05	-	-

(注) 猿猴川及び京橋川は水位周知河川に指定されていないが、各基準水位に相当する数値を表記する。

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		水位 (m)					
				左岸(m)	右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高
太田川	加計	河川情報センター	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	7.64	7.49	7.11	3.70	2.90	2.00	0.00	167.80
〃	飯室	〃	安佐北区安佐町大字飯室	7.01	8.24	10.25	7.10	6.00	3.80	2.50	47.50
〃	土居	〃	山県郡安芸太田町土居	10.07	10.30	7.74	5.00	4.60	4.00	3.10	265.35
〃	中野	〃	安佐北区可部一丁目	9.53	8.84	8.08	6.90	6.20	5.50	4.30	15.32
〃	玖村	〃	安佐北区落合二丁目	9.40	9.20	7.37	-	-	4.50	2.70	10.00
〃	矢口第2	〃	安佐北区口田五丁目	-	-	8.55	-	-	5.20	3.40	6.00
〃	矢口第1	〃	安佐北区口田一丁目	11.05	11.04	8.72	7.40	6.10	5.00	3.40	4.50
〃	長和久	〃	安佐南区長束一丁目	9.32	10.24	7.58	-	-	-	-	0.00
〃	祇園大橋	〃	西区大宮三丁目	10.12	9.11	7.13	7.00	6.40	4.30	2.90	0.00
〃	草津	〃	西区草津港一丁目	-	-	4.40	-	-	-	-	0.00
水内川	湯来	〃	佐伯区湯来町麦谷	5.50	5.15	-	3.05	2.80	2.30	-	147.63

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高 左岸(m) 右岸(m)	水 位 (m)					
					計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高
根谷川	上原橋	河川情報センター	安佐北区可部二丁目	— —	2.58	—	—	1.50	0.80	21.96
〃	新川橋	〃	安佐北区可部南二丁目	5.80 6.00	3.91	3.80	2.60	2.20	1.30	17.00
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	— —	—	1.90	1.75	1.75	—	115.50
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	— —	5.87	—	—	4.40	2.90	15.50
天満川	三篠橋	〃	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	-0.50
旧太田川	〃	〃	〃	〃 〃	—	4.60	4.20	2.70	2.50	
元安川	〃	〃	〃	〃 〃	—	3.80	3.40	2.70	2.50	
旧太田川	江波	〃	中区江波南二丁目	— —	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04
古川	古川	〃	安佐南区古市一丁目	— —	6.30	5.90	4.20	—	—	2.90
京橋川	工兵橋	—	東区牛田本町五丁目	6.85 7.75	—	—	—	—	—	-0.14
太田川	吉和郷	—	山県郡安芸太田町吉和郷	—	—	—	—	—	—	305.62
西宗川	西宗	—	山県郡安芸太田町大字穴字芦杉	—	—	—	—	—	—	119.00

## 2 潮位の観測場所

### (1) 広島県潮位観測所《県広島港湾振興事務所》

港名	所在地	情報入手先	摘要
広島	南区宇品海岸二丁目	広島県ホームページ	広島港湾振興事務所 第六管区海上保安本部 共用

### (2) 広島市潮位観測場所

行政区	観測場所	観測担当
南区	宇品海岸二丁目 23-39 (南消防署水上出張所棧橋)	南消防署水上隊

### 3 雨量の観測場所

#### (1) 広島市雨量観測所《危機管理室災害対策課》

行政区	観測所名	種別	観測場所	通信方法
中区	中消防署	自記	中区大手町五丁目 20-12	テレメーター
東区	東消防署温品出張所	自記	東区温品五丁目 3-1	テレメーター
南区	南消防署似島出張所	自記	南区似島町字家下 752-74	テレメーター
西区	西消防署	自記	西区都町 43-10	テレメーター
安佐南区	安佐南消防署祇園出張所	自記	安佐南区祇園二丁目 48-11	テレメーター
	安佐南消防署上安出張所	自記	安佐南区上安五丁目 8-14	テレメーター
	安佐南消防署	自記	安佐南区緑井一丁目 10-3	テレメーター
	安佐南消防署沼田出張所	自記	安佐南区伴東四丁目 18-6	テレメーター
	戸山分団阿戸車庫	自記	安佐南区沼田町大字阿戸 1416-7	テレメーター
安佐北区	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畑車庫	自記	安佐北区白木町大字三田 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路 5512-1	テレメーター
	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
	亀山分団大畑車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷 2664-3	テレメーター
	亀山分団亀山車庫	自記	安佐北区亀山南三丁目 14-5	テレメーター
	亀山分団亀山西車庫	自記	安佐北区亀山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内 3424-4	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張 4366-4	テレメーター
安芸区	安芸区役所	自記	安芸区船越南三丁目 4-36	テレメーター
	安芸区役所中野出張所	自記	安芸区中野三丁目 20-9	テレメーター
	瀬野分団中原車庫	自記	安芸区上瀬野一丁目 18-14	テレメーター
	安芸区役所阿戸出張所	自記	安芸区阿戸町 6257-2	テレメーター
	安芸区役所矢野出張所	自記	安芸区矢野東五丁目 7-18	テレメーター
佐伯区	佐伯消防署	自記	佐伯区五日市中央七丁目 25-18	テレメーター
	水内分団堂原車庫	自記	佐伯区湯来町麦谷 1746-3	テレメーター
	上水内分団上多田車庫	自記	佐伯区湯来町多田 525-1	テレメーター

## (2) 広島県雨量観測所《県道路河川管理課・河川課》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	備 考
京橋川	西部建設	河川情報センター	南区比治山本町 16-2	広島県西部建設事務所内
安川	瀬戸内ハイッ	〃	安佐南区伴東一丁目 52	瀬戸内第 3 公園内
瀬野川	上瀬野	〃	安芸区上瀬野町	瀬野川公園内
八幡川	魚切ダム	〃	佐伯区五日市町大字上河内 998-7	
〃	重光	〃	佐伯区湯来町大字白砂 979-7	
梶毛川	梶毛ダム	〃	佐伯区五日市町石内	

## (3) 広島県雨量観測所（土砂災害発生監視システム）《県砂防課》

ブロック名	観測所名	情報入手先	位 置	備 考
広島	江波	河川情報センター	中区江波西一丁目 1-13	江波中学校
〃	楠那	〃	南区楠那町 5-7	楠那小学校
東区	中山新町	〃	東区中山新町二丁目 8-1	東浄小学校
〃	福木	〃	東区馬木九丁目 1-2	福木小学校
〃	揚倉山	〃	安芸郡府中町字揚倉山 387-17 地先	揚倉山健康運動公園
〃	海田	〃	安芸郡海田町幸町 10-1	海田中学校
〃	坂	〃	安芸郡坂町 2912	坂小学校
〃	牛田早稲田	〃	東区牛田早稲田四丁目 9-1	早稲田小学校
西区	己斐	〃	西区己斐中三丁目 127	己斐東小学校
〃	井口台	〃	西区井口三丁目 5-1	井口台小学校
伴	奥畑	〃	安佐南区沼田町大字伴奥畑地先	
〃	祇園山本	〃	安佐南区山本町方置山 1514-1 地先	
狩留家	上原	〃	安佐北区可部東二丁目 25-30	上原県公舎第 1 号館
飯室	日浦	〃	安佐北区安佐町大字あさひが丘 955	日浦小学校
南原	堂免橋	〃	安佐北区可部町大字上町屋	堂免橋
白木	白木(市川)	〃	安佐北区白木町大字市川 1428	白木中学校
佐伯区	彩が丘	〃	佐伯区河内南二丁目 10-1	彩ヶ丘小学校
〃	五月が丘	〃	佐伯区五月が丘二丁目 23-1	五月が丘中学校
〃	五日市観音	〃	佐伯区坪井三丁目 88	五日市観音中学校
湯来	杉並台	〃	佐伯区杉並台 64-18	
〃	菅沢	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	

## (4) 国土交通省雨量観測所（太田川水系）《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	備考
太田川	加 計	河 川 情 報 セ ン タ ー	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	
太田川	広 島	〃	中区八丁堀 3-20	
太田川	飯 室	〃	安佐北区安佐町大字飯室字渡官有無番地	
太田川	高 瀬	〃	安佐南区八木五丁目 31-1 高瀬堰管理支所	
松原川 (太田川)	松 原	〃	山県郡安芸太田町松原	国土交通省 温井ダム管理所
大佐川 (太田川)	雄 鹿 原	〃	山県郡北広島町中祖字岩城山 33-4	
丁川 (太田川)	溝 口	〃	山県郡北広島町溝口字大崎 1151	
筒賀川 (太田川)	筒 賀	〃	山県郡安芸太田町上筒賀字堂ノ原 972-1	
西宗川 (太田川)	七 曲	〃	山県郡北広島町吉木字七曲 4779 - 1	
水内川 (太田川)	湯 来	〃	佐伯区湯来町麦谷字中河原 1594-1	
水内川 (太田川)	大 谷	〃	佐伯区湯来町多田字上大谷 44-2	
吉山川 (太田川)	戸 山	〃	安佐南区沼田町阿戸字大原 51-3	
鈴張川 (太田川)	鈴 張	〃	安佐北区安佐町大字鈴張字戸木谷 1567 - 4	
根谷川	大 林	〃	安佐北区可部町大林字下毛山 2137-2	
南原川 (根谷川)	南 原	〃	安佐北区可部町南原字無神 477	
三篠川	向 原	〃	安芸高田市向原町坂字松ノ木 3641-4	
三篠川	狩 留 家	〃	安佐北区狩留家町 2658	
三篠川	白 木	〃	安佐北区白木町小越字関川 612-4	

## (4.2) 国土交通省雨量観測所(砂防関係)《国土交通省広島西部山系砂防事務所》

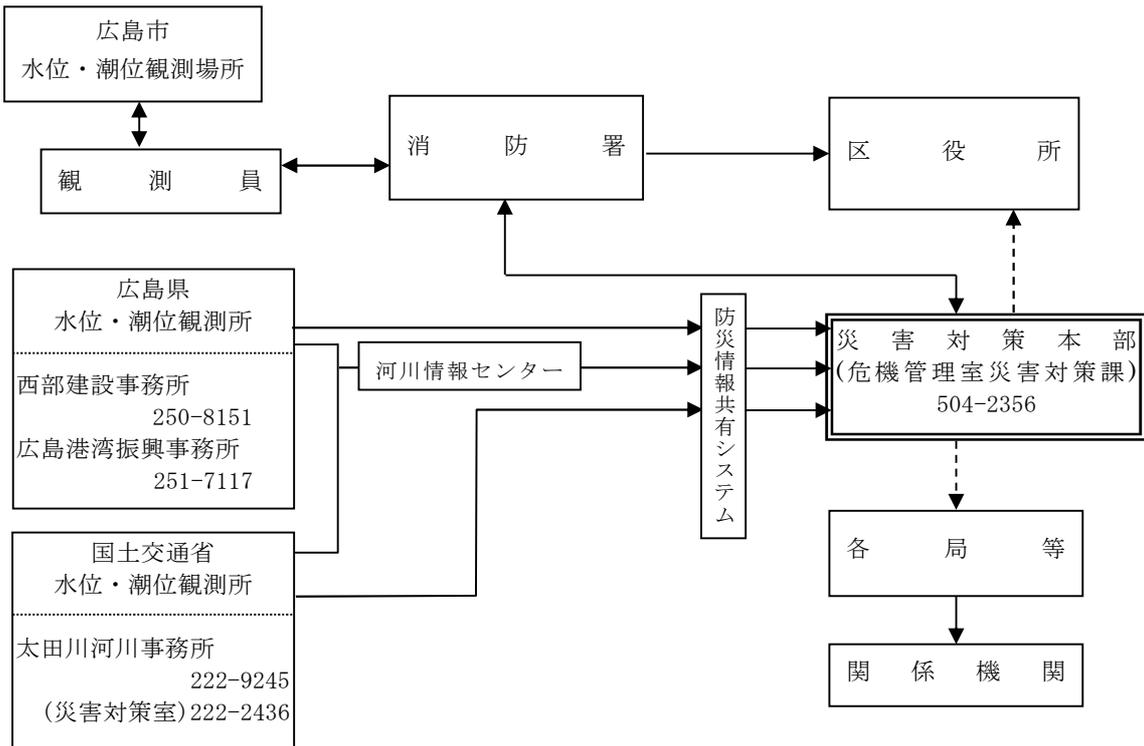
河川名	観測所名	情報入手先	観測所位置	備考
おがうちがわ 小河内川	オガウチ (サボウ) 小河内(砂防)	河川情報 センター	安佐北区安佐町大字小河内字平原谷	
おがうちがわ 小河内川	サバ 畠 (サボウ) 沢畠(砂防)	〃	安佐北区安佐町大字小河内字西沢田	
み 三 瀬 がわ 三瀬川	サヤ 川 (サボウ) 帯川(砂防)	〃	安佐北区白木町大字市川字宮地山	
きやまがわ 吉山川	くすのき 谷 (サボウ) くすのき谷(砂防)	〃	安佐北区安佐町大字くすの木台4-2	
やすかわ 安川	ヒヤマ 門 台 (サボウ) 毘沙門台(砂防)	〃	安佐南区毘沙門台4丁目500-226	
み 三 瀬 がわ 三瀬川	深 川 (サボウ) 深川(砂防)	〃	安佐北区深川5丁目12-1	
きやまがわ 吉山川	ヒヤマ (サボウ) 吉山(砂防)	〃	安佐南区沼田町大字吉山字影浦	
その他	石 内 (サボウ) 石内(砂防)	〃	佐伯区五日市町大字石内字奥原 2266-4	
その他	瀬 田 (サボウ) 瀬田(砂防)	〃	東区戸坂町748	
その他	アカチ 赤土地 (サボウ) 赤土地(砂防)	〃	佐伯区湯来町白砂字赤土地地先	
やすかわ 安川	アサ 相田 (サボウ) 相田(砂防)	〃	安佐南区相田7丁目	

## (5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》

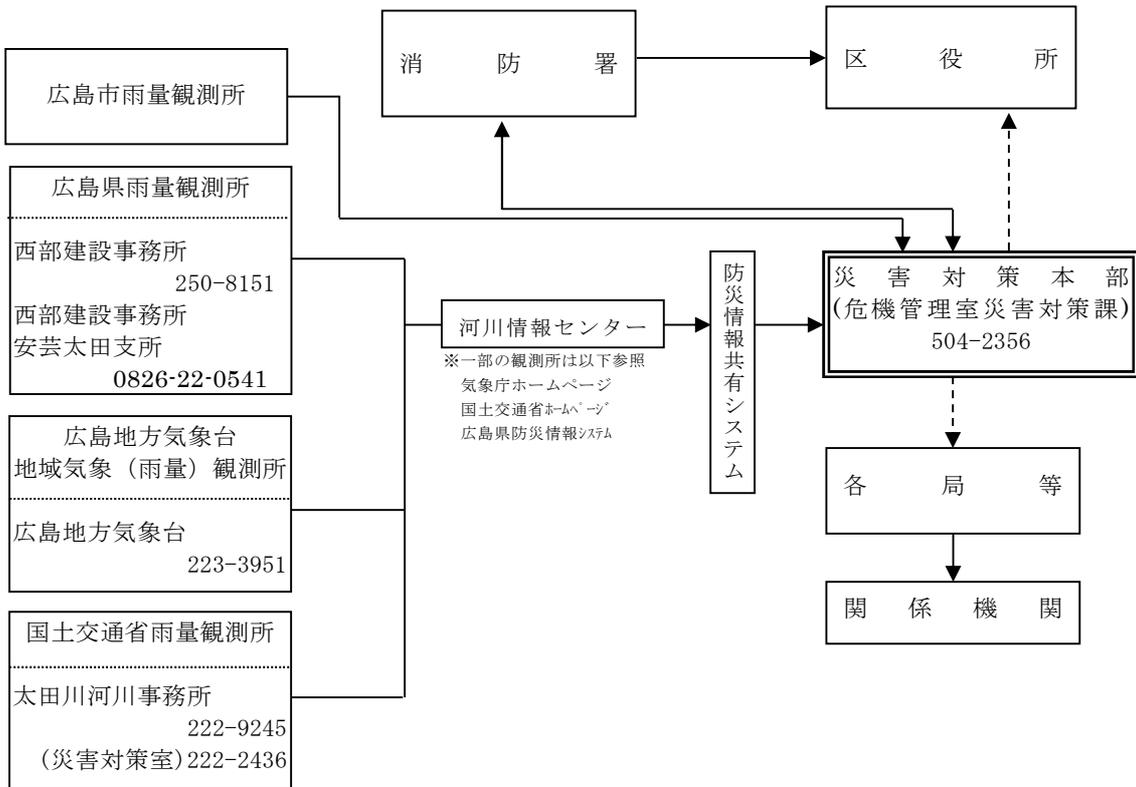
河川名	観測所名	情報入手先	種 類	位 置	通信連絡先
沿 岸 部	広 島	気象庁ホームページ 国土交通省ホームページ 広島県防災情報システム	気 象 台	中区上八丁堀6-30 広島地方気象台	223-3951
根 谷 川	三 入		地域気象 (雨量) 観測所	安佐北区三入	
太 田 川	加 計			山県郡安芸太田町加計字神田	
滝山川(太田川)	王 泊			山県郡北広島町細見	
柴木川(太田川)	内黒山			山県郡安芸太田町大字横川字 横川東平	
〃	八 幡			山県郡北広島町東八幡原	
関川(太田川)	志 和			東広島市志和町志和堀	
水内川(太田川)	佐伯湯来			佐伯区湯来町大字和田字中須賀	
西宗川(太田川)	都志見			山県郡北広島町都志見	

別表第2 水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統

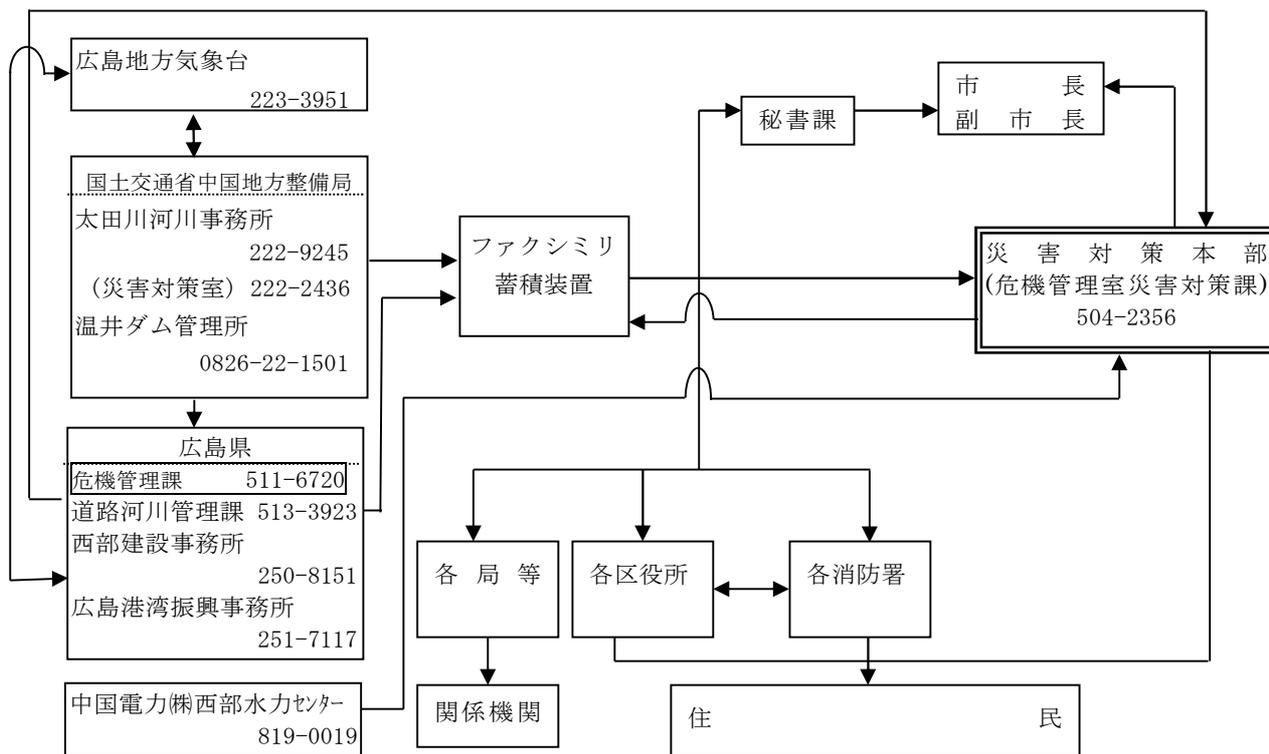
1 水位・潮位の通報系統及び収集系統



2 雨量の通報系統及び収集系統



別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達



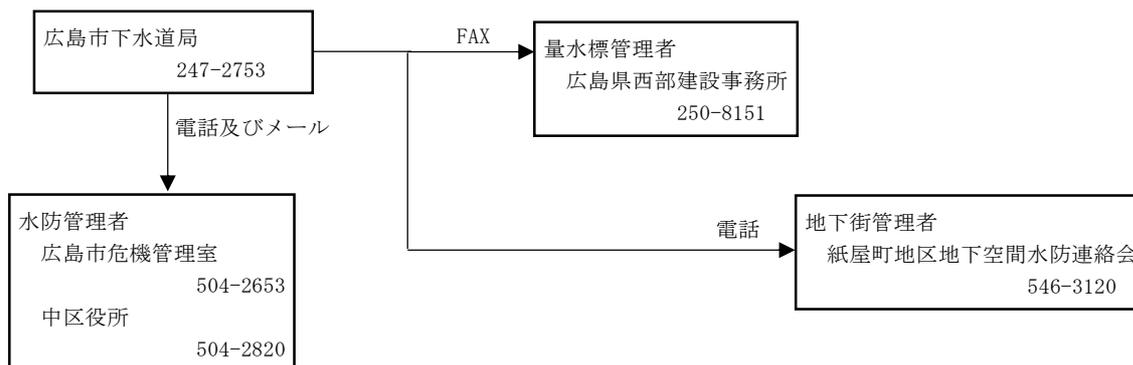
別表第4 水位周知下水道における水位到達情報の通知

1 水位周知下水道、基準観測所、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）

水位周知下水道	観測所名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位) ※
新千田ポンプ場	新千田ポンプ場着水井	5.66m

※ 内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）とは、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。

2 伝達系統図



別表第5 水防上重要な場所

1 河川・海岸等の重要な場所

(1) 準用河川《下水道局河川防災課》

東 区 (旧安芸地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
寺 山 川	左右	2.0	375	福田二丁目 大原川合流点より上流	B-1	積土俵工	1	△
計	1 河川							

安佐北区 (高陽地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩 上 川	左右	2.0	428	落合南二丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	2	△
計	1 河川							

準用河川 総 計	2 河川							
-------------	------	--	--	--	--	--	--	--

(2) 普通河川《下水道局河川防災課》

東 区 (旧市内地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
戸 坂 川	左右	2.0	100	戸坂大上三丁目 山室宅より上流	B-1	積土俵工	3	△
小 計	1 河川							

東 区 (旧安芸地区)

河 川 名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鮎 信 川	左右	2.5	55	上温品四丁目 井上宅より上流	A-2	木流し工	4	△
糸ヶ迫川	左右	1.0	940	上温品三丁目 松尾宅より上流	B-1	積土俵工	5	※
後 谷 川	左右	1.0	104	福田五丁目 前久保宅より上流	B-1	積土俵工	6	△
大原豊谷川	左右	1.2	220	上温品一丁目 橋本宅より上流	B-1	積土俵工	7	△
大 葉 谷 川	左右	1.2	890	温品町 上向井宅より上流	A-2	木流し工	8	※△
大 原 川	左右	0.9	268	馬木九丁目 平岡宅より上流	B-1	積土俵工	9	△
大 平 川	左右	1.5	70	福田五丁目 上ヶ田農道より上流	A-2	木流し工	10	△
金 碓 川	左右	1.4	130	温品三丁目 平町駐車場より上流	B-1	積土俵工	11	△
釜ノ上川	左右	1.5	50	馬木八丁目 西本宅より上流	A-3	木流し工	12	※
下 条 川	左右	2.0	29	上温品四丁目 檉本宅より上流	A-3	木流し工	13	△
下 原 川	左右	1.0	50	福田三丁目 田屋宅より上流	B-1	積土俵工	14	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
新 福 川	左右	0.9	70	福田三丁目 中沢宅より上流	B-2	積土俵工	15	△
水 昌 郷 川	左右	1.4	159	福田八丁目 中野宅より上流	A-2	木流し工	16	※
寺 山 川	左右	1.5	350	馬木六丁目 門田宅より上流	B-2	積立俵工	17	△
寺 条 川	右	1.6	179	福田一丁目 光町宅より上流	A-2	木流し工	18	△
寺 分 川	左右	1.0	101	福田六丁目 大内宅より上流	B-1	積土俵工	19	△
南 磯 川	左右	1.5	264	馬木九丁目 藤江宅より上流	A-2	木流し工	20	△
西 之 畑 川	左右	1.9	145	馬木二丁目 木村宅より上流	A-2	木流し工	21	△
西 之 地 川	左右	1.2	130	馬木町 西之地農道より上流	A-2	木流し工	22	△
向 条 川	左右	0.7	100	福田三丁目 小藪宅より上流	B-1	積土俵工	23	△
横 見 川	左右	0.9	50	温品六丁目 荒神社より上流	B-2	積土俵工	24	△
大 谷 川	左右	2.0	310	馬木八丁目 えげた橋より下流	B-2	積土俵工	313	※△
小 計	22 河川							
東 区 計	23 河川							

南 区 (旧市内地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 家 下 川	左右	1.0	117	似島町家下 御田宅より上流	B-1	積土俵工	25	△
家 下 川	左右	0.7	232	似島町家下 西田宅より上流	B-1	積土俵工	26	△
南 区 計	2 河川							

安佐南区 (佐東地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩 谷 川	左右	2.0	115	緑井三丁目 原田宅より上流	A-2	捨て土のう工	27	△
上 山 川	左右	0.5	26	八木三丁目 県営緑ヶ丘第四住宅より上流	B-2	積土俵工	29	△
宇 津 川	左右	1.0	8	八木八丁目 中国電力太田川発電所より下流	B-2	積土俵工	30	△
上 楽 地 川	左右	0.5	112	八木三丁目 今浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	31	△
大 上 川	左右	0.5	135	緑井八丁目 西本宅より上流	B-2	積土俵工	32	△
小 原 山 川	左右	1.5	19	八木三丁目 石原宅より上流	B-2	積土俵工	33	△

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
鳥越川	左右	1.0	33	緑井八丁目 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	34	△
宮下川	左右	1.0	95	緑井七丁目 松岡宅より上流	A-2	捨て土のう工	35	△
山手川	左右	1.2	446	八木四丁目 JR可部線より上流	A-2	木流し工	36	※
小計	9河川							

安佐南区（安古市地区）

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
大利川	左右	1.0	94	高取北一丁目 ソレアド高取より上流	A-2	捨て土のう工	37	△
尾越川	左右	1.2	174	相田六丁目 品川宅より上流	A-2	捨て土のう工	38	※
海田ヶ原川	左右	1.8	176	相田六丁目 山陽自動車道より上流	A-2	捨て土のう工	39	△
境谷川	左右	1.5	96	長楽寺一丁目 虹ヶ丘第一公園より上流	A-2	捨て土のう工	40	△
巢取川	左右	1.2	295	高取北三丁目 高取北中学校より上流	A-2	木流し工	41	△
鯛之迫川	左右	1.5	697	安東六丁目 岡竹宅より上流	A-2	捨て土のう工	42	※
長楽寺川	左右	1.0	76	長楽寺一丁目 西宅より上流	B-1	積土俵工	43	△
中相田川	左右	1.5	71	相田四丁目 栗栖宅より上流	A-2	捨て土のう工	44	△
七塚川	左右	1.2	18	相田二丁目 尾崎宅より上流	A-2	捨て土のう工	45	※
南高取川	左右	1.4	399	高取南一丁目 松井宅より上流	A-2	捨て土のう工	46	※△
東荒谷川	左右	1.0	290	上安七丁目 山根宅より上流	A-2	捨て土のう工	47	△
東尾越川	左右	1.2	340	相田六丁目 前田宅より上流	A-2	捨て土のう工	48	△
東鯛之迫川	左右	1.5	142	安東六丁目 松前宅より上流	A-2	捨て土のう工	49	△
小計	13河川							

安佐南区（祇園地区）

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
青原川	左右	1.0	403	祇園四丁目 溜池より下流	A-2	捨て土のう工	50	△
迫川	左右	1.5	213	山本九丁目 佐伯宅より下流	B-1	積土俵工	51	△
下谷川	左右	1.5	76	祇園八丁目 祇園北高校入口より上流	B-1	積土俵工	52	△
下山川	左右	1.0	222	長東西一丁目 前田宅より上流	B-1	積土俵工	53	△
立石川	左右	0.8	86	長東西一丁目 蔵田宅より上流	B-1	積土俵工	54	△
東寺山川	左右	1.0	63	山本八丁目 田村宅より上流	B-1	積土俵工	55	△

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
三谷山川	左右	1.0	162	山本六丁目 山本川合流点より上流	A-2	木流し工	56	△
小計	7河川							

安佐南区（沼田地区）

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
石ヶ原川	左右	1.0	196	沼田町伴 森川宅より上流	A-2	捨て土のう工	57	※△
大下川	左右	1.3	60	沼田町伴 大下集会所より下流	A-2	捨て土のう工	58	△
釜ヶ原川	左右	1.0	94	沼田町伴 角宮宅より上流	B-1	積土俵工	59	※△
上楨原川	左右	2.0	290	沼田町阿戸 玉野宅より上流	B-1	積土俵工	60	△
権現川	左右	1.0	268	沼田町伴 農免道より上流	A-2	捨て土のう工	61	△
猿押川	左右	1.5	74	沼田町伴 大迫宅より上流	B-1	積土俵工	62	△
猿滝川	左右	2.0	210	沼田町伴 六原宅より上流	A-2	捨て土のう工	63	△
桜ヶ峠川	左右	1.4	332	沼田町吉山 榎ナガツキより上流	A-2	木流し工	64	△
高鉢川	左右	2.5	118	沼田町吉山 上原宅より上流	A-2	木流し工	65	△
竹ノ下川	左右	1.2	29	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	66	△
寺谷川	左右	1.4	627	沼田町大塚 河本宅より上流	A-2	捨て土のう工	67	※△
中央川	左右	0.7	107	沼田町阿戸 田中宅より上流	B-1	積土俵工	68	△
中村川	左右	1.0	66	沼田町吉山 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	69	△
中尾川	左右	1.2	17	沼田町吉山 森野宅より上流	A-2	捨て土のう工	70	△
鳴谷川	左右	1.0	426	沼田町伴 農免道より上流	A-2	捨て土のう工	71	△
西平次川	左右	1.5	109	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	72	△
飯ノ山川	左右	1.6	362	沼田町阿戸 有馬宅より下流	A-2	捨て土のう工	73	△
橋田川	左右	2.8	6	沼田町阿戸 橋田宅東側	A-2	捨て土のう工	74	△
平木川	左右	1.2	916	沼田町伴 新谷宅より上流	A-2	木流し工	75	△
東平次川	左右	1.5	116	沼田町伴 向田宅より上流	A-2	捨て土のう工	76	△
東天狗滝川	左右	1.4	346	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	B-1	木流し工	77	※△
松宗川	左右	1.5	455	沼田町伴 河野宅より上流	A-2	捨て土のう工	79	△
宮の谷川	左右	1.0	37	沼田町伴 坂口宅より上流	B-1	積土俵工	80	△
宮の垣内川	左右	2.0	180	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	81	△
若杉谷川	左右	1.5	93	沼田町阿戸 荒木宅より上流	A-2	捨て土のう工	82	※△
影浦川	左右	2.4	1,078	沼田町吉山 松山橋上流	A-2	積土俵工	83	※

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
殿山川	左右	2.5	428	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	84	△
小計	27河川							
安佐南区計	56河川							

安佐北区（白木地区）

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
赤羽根川	左右	3.0	376	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	85	△
汗平川	左右	2.5	1,237	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	86	△
穴迫川	左右	1.5	468	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	87	△
入野谷川	左右	2.0	443	白木町大字古屋 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	88	△
牛の谷川	左右	3.0	597	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	89	△
内山川	左右	2.5	488	白木町大字志路 飯田宅より上流	A-2	捨て土のう工	90	△
栄堂川	左右	3.0	809	白木町大字志路 桐山川合流点より上流	B-1	積土俵工	91	△
江地谷川	左右	2.0	247	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	92	△
大城川	左右	3.0	34	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	93	△
大滝川	左右	2.5	633	白木町大字志路 人甲川合流点より上流	B-1	積土俵工	94	△
大谷川	左右	3.0	671	白木町大字古屋 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	95	△
大椿川	左右	2.0	211	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	96	※△
大槌川	左右	4.0	1,093	白木町大字市川 河津川合流点より上流	B-1	積土俵工	97	△
奥谷川	左右	2.5	221	白木町大字志路 大野宅より上流	B-1	積土俵工	98	△
梶名川	左右	2.0	251	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	99	△
釜ヶ谷川	左右	3.0	490	白木町大字志路 内山川合流点より上流	B-1	積土俵工	100	△
神の倉谷川	左右	2.0	529	白木町大字井原 酒井宅より上流	B-1	積土俵工	101	△
桐山川	左右	3.0	1,385	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	102	△
茱萸谷川	左右	2.0	1,029	白木町大字志路 内山川合流点より上流	B-1	積土俵工	103	△
小椿川	左右	2.0	94	白木町大字三田 高路宅より上流	B-1	積土俵工	104	△
木ノ原川	左右	3.0	1,398	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	105	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
下野原川	左右	2.0	29	白木町大字三田 堂面川合流点より上流	B-1	積土俵工	106	△
神出谷川	左右	3.0	261	白木町大字三田 好川宅より上流	A-2	捨て土のう工	107	△
外谷川	左右	3.0	64	白木町大字三田 谷内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	108	△
高瀬谷川	左右	3.0	229	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	109	△
谷川	左右	2.0	260	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	110	△
地獄谷川	左右	2.0	522	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	111	△
戸石川	左右	2.0	14	白木町大字井原 安佐北1区193号線より上流	A-2	捨て土のう工	112	△
栃谷川	左右	3.0	637	白木町大字市川 河津川合流点より上流	B-1	積土俵工	113	△
鳥追川	左右	2.0	125	白木町大字井原 JR芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	114	△
羽出庭川	左右	1.5	140	白木町大字井原 羽山宅より上流	B-1	積土俵工	115	△
盤若谷川	左右	3.0	653	白木町大字井原 西山宅より上流	A-2	捨て土のう工	116	△
福永川	左右	3.0	305	白木町大字三田 JR芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	117	△
古矢川	左右	1.5	200	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	118	△
堀越川	左右	2.0	27	白木町大字市川 溝山宅より上流	A-2	捨て土のう工	119	△
三田西川	左右	1.0	99	白木町大字三田 山崎宅より上流	B-1	積土俵工	120	△
小計	36河川							

安佐北区（高陽地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
一ヶ谷川	左右	1.5	54	口田南五丁目 矢口川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	121	△
岩海川	左右	0.9	48	口田南一丁目 JR芸備線より上流	B-1	積土俵工	122	△
奥迫川	左右	1.7	706	深川八丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	123	△
上西川	左右	1.0	29	狩留家町 山下宅より上流	A-2	捨て土のう工	124	△
観音寺川	左右	1.2	117	深川町 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	125	△
狐田川	左右	1.5	219	上深川町 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	126	△
草谷川	左右	1.0	71	口田南六丁目 竹内宅より上流	A-2	捨て土のう工	127	△
合力川	左右	1.3	264	落合南二丁目 武田宅より上流	B-1	積土俵工	128	△
迫谷川	左右	0.9	468	狩留家町 杉ヶ谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	129	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
下西川	左右	1.0	44	狩留家町 平田宅より上流	B-1	積土俵工	130	△
白滝川	左右	1.2	116	小河原町 杉本宅より上流	B-1	積土俵工	131	△
杉ヶ谷川	左右	1.0	252	狩留家町 宮脇宅より上流	B-1	積土俵工	132	△
谷尻川	左右	1.0	14	深川二丁目 加島宅より上流	B-1	積土俵工	133	△
土井迫川	左右	1.5	766	落合南二丁目 落合川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	134	△
研屋川	左右	1.5	391	狩留家町 水戸宅より上流	B-1	積土俵工	135	△
中山川	左右	1.8	404	狩留家町 湯坂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	136	△
鳴川	左右	1.5	487	狩留家町 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	137	△
西塚川	左右	1.2	337	深川五丁目 馬場宅より上流	B-1	積土俵工	138	△
西畑川	左右	1.5	90	上深川町 大歳公園より上流	A-2	捨て土のう工	139	△
堀田奥川	左右	1.5	1,011	狩留家町 湯坂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	140	△
仏堂川	左右	1.8	291	小河原町 田中宅より上流	B-1	積土俵工	141	△
松笠川	左右	1.0	52	口田南一丁目 沓田宅より上流	A-2	捨て土のう工	142	△
水撫川	左右	1.2	428	深川八丁目 寺下工業より上流	B-1	積土俵工	143	△
矢口川	左右	2.5	1,024	口田南六丁目 矢口川合流点より上流	B-1	積土俵工	144	△
柳ヶ谷川	左右	2.0	394	口田南六丁目 金信宅より上流	B-1	積土俵工	145	△
落合川	左右	1.5	56	落合南二丁目 中本宅より上流	B-1	積土俵工	146	※△
弁柄川	左右	1.0	150	深川二丁目 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	147	※△
小 計	27 河川							

安佐北区（可部地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
綾ヶ谷川	左右	1.0	200	可部町大字綾ヶ谷 前田宅より上流	B-1	積土俵工	148	△
荒谷川	左右	1.0	60	可部町大字今井田 旧 JR 可部線今井田踏切より上流	B-1	積土俵工	149	△
石佐川	左右	0.7	349	可部町大字綾ヶ谷 岩本宅前より上流	A-2	捨て土のう工	150	△
石丸川	左右	0.9	450	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	151	△
壺ノ坪川	左右	1.2	75	可部町大字勝木 雛田宅より上流	A-2	捨て土のう工	152	△
入野川	左右	2.0	150	可部町大字桐原 川崎宅前より上流	B-1	積土俵工	153	△
上ヶ原川	左右	1.5	43	可部六丁目 平前宅より上流	B-1	積土俵工	154	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
植松川	左右	1.5	1,310	可部町大字綾ヶ谷 大畑農協より上流	B-1	積土俵工	155	△
馬通川	左右	1.0	236	三入二丁目 山倉川合流点より上流	B-1	積土俵工	156	△
大井手川	左右	0.8	200	亀山一丁目 寺田宅より上流	B-1	積土俵工	157	△
大薄川	左右	1.6	173	大林町 国道54号(旧)より上流	A-2	捨て土のう工	158	△
大坪川	左右	0.8	240	可部町大字勝木 行森川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	159	△
大野川	左右	0.7	220	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	160	△
押手川	左右	2.0	107	可部町大字大林 川本宅より上流	B-1	積土俵工	161	△
川手川	左右	0.8	65	可部町大字勝木 中本宅より上流	B-1	積土俵工	162	△
給人原川	左右	0.9	47	亀山八丁目 森本宅前より上流	B-1	積土俵工	163	△
クドシ川	左右	3.0	350	可部町大字綾ヶ谷 大毛寺川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	164	△
小南原川	左右	1.0	1,241	可部町大字綾ヶ谷 平原バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	165	△
迫田川	左右	1.0	84	可部東四丁目 壹貫田宅前より上流	B-1	積土俵工	166	△
下の谷川	左右	1.3	300	大林三丁目 根谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	167	△
上徳川	左右	1.0	255	可部町大字綾ヶ谷 保田宅より上流	B-1	積土俵工	168	△
神宮寺川	左右	0.7	577	亀山南一丁目 西山宅より上流	B-1	積土俵工	169	※△
新迫川	左右	0.8	5	三入六丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	170	△
新建川	左右	1.7	44	可部東五丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	171	△
杉谷川	左右	1.0	125	可部町大字桐原 石井宅より上流	B-1	積土俵工	172	△
専隆寺川	左右	1.3	354	三入六丁目 専隆寺より上流	B-1	積土俵工	173	※△
草田川	左右	1.0	1,385	大林町 県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	174	△
台川	左右	1.8	320	可部東六丁目 迫柘宅より上流	B-1	積土俵工	175	△
竹坂川	左右	1.1	151	可部町大字勝木 松浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	176	△
近長川	左右	1.2	125	可部町大字綾ヶ谷 部谷宅より上流	B-1	積土俵工	177	△
鳥屋ヶ森川	左右	1.0	493	可部町大字綾ヶ谷 鳥屋ヶ森バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	178	△
中応寺川	左右	1.6	1,100	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	179	△
中河内川	左右	1.0	120	可部町大字勝木 小田宅より上流	B-1	積土俵工	180	△
長迫川 (大林)	左右	1.1	955	大林町 根谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	181	△
中の谷川	左右	2.1	294	大林町 国道54号より上流	B-1	積土俵工	182	△

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
中谷川	左右	1.0	115	可部町大字綾ヶ谷山根宅より上流	B-1	積土俵工	183	△
番谷川	左右	0.9	411	可部九丁目東部産業より上流	A-2	捨て土のう工	184	※△
東植松川	左右	1.0	55	可部町大字綾ヶ谷沖政宅より上流	A-2	捨て土のう工	185	△
人甲川	左右	3.0	1,453	大林町県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	186	△
火ノ見川	左右	1.2	450	可部町大字勝木新井宅より上流	B-1	積土俵工	187	△
姫瀬川	左右	0.9	86	可部町大字勝木太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	188	△
桧山川	左右	1.5	501	大林町大林八幡宮より上流	A-2	捨て土のう工	189	△
平原川	左右	1.4	459	可部町大字綾ヶ谷横林口バス停前より上流	B-1	積土俵工	190	△
坊地川	左右	1.2	250	可部町大字勝木清水宅より上流	A-2	捨て土のう工	191	△
松の原川	左右	1.2	118	亀山八丁目勝木幼稚園より上流	B-1	積土俵工	192	△
水越川	左右	1.2	199	可部町大字勝木森川宅より上流	B-1	積土俵工	193	△
無神川	左右	0.6	846	可部町大字南原南原川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	194	△
柳河川	左右	3.0	700	大林町人甲川合流点より上流	B-1	積土俵工	195	△
義経川	左右	0.8	265	亀山五丁目仁井宅より上流	B-1	積土俵工	196	△
若藤川	左右	1.1	21	亀山五丁目川住宅より上流	B-1	積土俵工	197	△
城田川	左右	1.0	96	可部町大字綾ヶ谷倉庫より上流	B-1	積土俵工	198	△
横林川	左右	1.5	665	可部町大字綾ヶ谷山根宅より上流	B-1	積土俵工	199	△
原迫川	左右	1.0	285	亀山六丁目金光宅より上流	B-1	積土俵工	200	△
松原川	左右	1.0	12	可部町大字勝木小田工務店より下流	B-1	積土俵工	201	△
小計	54河川							

安佐北区（安佐地区）

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
油木川	左右	1.0	189	安佐町大字飯室旧JR可部線より上流	A-2	捨て土のう工	202	△
洗川	左右	2.5	294	安佐町大字毛木毛木川合流点より上流	B-1	積土俵工	203	△
一面川	左右	2.0	315	安佐町大字小河内小河内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	204	△
出羽川	左右	1.0	333	安佐町大字小河内上三谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	205	△
犬田川	左右	1.5	43	安佐町大字久地渡宅より上流	A-2	捨て土のう工	206	△
猪之子川	左右	1.0	247	安佐町大字飯室田丸宅より上流	A-2	捨て土のう工	207	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 畠 川	左右	2.0	366	安佐町大字飯室 上畠会館より上流	B-1	積土俵工	208	△
馬 の 爪 川	左右	1.0	25	安佐町大字毛木 竹本宅より上流	A-2	捨て土のう工	209	△
迫 分 川	左右	1.5	110	安佐町大字後山 栄宅より上流	B-1	積土俵工	210	△
大 迫 川	左右	1.0	531	安佐町大字鈴張 国道 261 号より上流	B-1	積土俵工	211	△
大 下 川	左右	1.0	344	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	B-1	積土俵工	212	△
大 利 谷 川	左右	1.5	185	安佐町大字小河内 県道広島豊平線より上流	B-1	積土俵工	213	△
奥 迫 川	左右	1.5	347	安佐町大字後山 普光院宅より上流	B-1	積土俵工	214	△
楓 原 川	左右	1.5	220	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	215	△
片 廻 川	左右	1.0	389	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	216	△
金 山 川	左右	1.5	328	安佐町大字久地 佐々本宅より上流	B-1	積土俵工	217	△
上 三 谷 川	左右	1.0	410	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	218	△
川 口 川	左右	1.0	20	安佐町大字毛木 川口宅より上流	A-2	捨て土のう工	219	△
北 谷 川	左右	1.0	905	安佐町大字飯室 鈴張川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	220	△
喜 藤 谷 川	左右	1.5	706	安佐町大字鈴張 行根川合流点より上流	B-1	積土俵土	221	△
木 元 川	左右	1.2	192	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	A-2	捨て土のう工	222	△
黒 瀬 川	左右	1.8	1,389	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	223	△
形 部 川	左右	1.5	307	安佐町大字筒瀬 山本宅より上流	B-1	積土俵工	224	△
見 谷 川	左右	1.0	176	安佐町大字小河内 古広宅より上流	A-2	捨て土のう工	225	△
此 谷 川	左右	1.5	86	安佐町大字飯室 中本宅より上流	B-1	積土俵工	226	△
権 現 川	左右	1.5	57	安佐町大字飯室 河野宅より上流	B-1	積土俵工	227	△
菅 谷 川	左右	1.5	212	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	228	△
砂 子 田 川	左右	1.0	61	安佐町大字鈴張 砂本宅より上流	A-2	捨て土のう工	229	※△
総 田 原 川	左右	1.5	234	安佐町大字毛木 亀田宅より上流	B-1	積土俵工	230	△
大 仏 講 川	左右	1.0	167	安佐町大字小河内 太田川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	231	△
鷹 野 巢 川	左右	1.0	92	安佐町大字鈴張 林田宅より上流	A-2	捨て土のう工	232	△
鉦 川	左右	1.0	316	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	233	△
鉦 ケ 迫 川	左右	1.0	282	安佐町大字鈴張 笹原川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	234	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
谷河内川	左右	2.0	242	安佐町大字小河内 平野宅より上流	B-1	積土俵工	235	△
誰賀川	左右	2.0	41	安佐町大字久地 竹内宅より上流	B-1	積土俵工	236	△
堂原川	左右	2.0	211	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	237	△
戸崎川	左右	1.0	425	安佐町大字鈴張 東谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	238	△
長沢川	左右	1.5	438	安佐町大字久地 福島宅より上流	B-1	積土俵工	239	△
中谷川	左右	1.0	232	安佐町大字久地 原宅より上流	B-1	積土俵工	240	△
中道川	左右	2.0	748	安佐町大字鈴張 古武家宅より上流	A-2	捨て土のう工	241	△
西ヶ迫川	左右	2.0	185	安佐町大字小河内 佐々木宅より上流	B-1	積土俵工	242	△
西峰川	左右	1.5	306	安佐町大字久地 金本宅より上流	B-1	積土俵工	243	△
林谷川	左右	2.0	294	安佐町大字鈴張 三浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	244	△
東黒瀬川	左右	1.0	223	安佐町大字小河内 黒瀬川合流点より上流	B-1	積土俵工	245	△
平 川	左右	1.0	169	安佐町大字小河内 植田宅より上流	A-2	捨て土のう工	246	△
平原川	左右	1.5	48	安佐町大字鈴張 大和宅より上流	A-2	捨て土のう工	247	△
平原谷川	左右	1.0	64	安佐町大字小河内 中川宅より上流	B-1	積土俵工	248	△
本郷川	左右	1.2	120	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	249	△
溝手川	左右	1.5	119	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	250	△
宮野川	左右	1.0	93	安佐町大字久地 太田川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	251	△
明見谷川	左右	2.0	1,024	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	252	△
免田川	左右	1.5	559	安佐町大字後山 後山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	253	△
藪谷川	左右	1.5	391	安佐町大字鈴張 藪宅より上流	B-1	積土俵工	254	△
横山谷川	左右	2.0	1,119	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	255	△
小 計	54 河川							
安佐北区計	171 河川							

安芸区(瀬野川地区)

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
洗川	左右	1.3	70	中野三丁目 今井宅より上流	B-1	積土俵工	256	△
一飯谷川	左右	2.0	380	上瀬野町古屋地 JR山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	257	※△
一井木川	左右	1.7	57	瀬野一丁目 正藤宅より上流	A-2	木流し工	258	△
入江谷川	左右	1.2	2	瀬野町下瀬野 沢田宅より上流	A-2	捨て土のう工	259	
榎山川	左右	1.4	1,188	瀬野町下瀬野 県道瀬野川 福富本郷線正道寺橋より上流	A-2	木流し工	260	※△
願々谷川	左右	0.9	55	中野四丁目 中野宅より下流	A-2	木流し工	261	※△
鏡谷川	左右	1.4	179	中野町 鏡池より上流	A-2	木流し工	262	※△
京ノ岡川	左右	0.7	172	中野東町 加佐見宅より上流	A-2	捨て土のう工	263	△
正之坪川	左右	0.7	146	瀬野南町 倉庫より下流	B-1	積土俵工	264	△
清水川	左右	0.9	47	上瀬野町清水 JR山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	265	△
清防川	左右	1.5	116	中野東五丁目 松下宅より上流	A-2	捨て土のう工	266	△
清光寺川	左右	1.2	51	中野東五丁目 田尾宅より上流	A-2	捨て土のう工	267	△
龍尾原川	左右	1.0	51	中野東二丁目 秦宅より上流	A-2	捨て土のう工	268	※△
長泉寺川	左右	1.0	178	中野三丁目 県道瀬野船越線より上流	A-2	捨て土のう工	269	△
津村川	左右	1.0	66	中野七丁目 瀬野川東中学校 校入口の JR山陽本線交差部	A-2	捨て土のう工	270	△
長尾川	左右	0.9	753	畑賀町 世良宅から畑賀川まで	A-2	捨て土のう工	271	△
前田川	左右	1.2	19	中野二丁目 末田宅より上流	A-2	捨て土のう工	272	△
大高下川	左右	2.4	218	上瀬野町 光原宅から寺分川まで	A-2	捨て土のう工	273	△
金比羅川	左右	1.7	123	瀬野町下瀬野 保本宅より上流	A-2	捨て土のう工	274	△
土百面川	左右	1.0	69	畑賀町横田宅より下流	A-2	捨て土のう工	275	△
荒野川	左右	2.0	117	中野六丁目 砂防河川荒野川より上流	A-2	捨て土のう工	276	△
名護川	左右	1.0	78	中野七丁目 浜本宅より上流	A-2	捨て土のう工	277	△
立石川	左右	1.5	12	瀬野町下瀬野 重本橋より上流	A-2	捨て土のう工	278	※△
小計	23河川							

安芸区(阿戸地区)

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
板取川	左右	1.2	214	阿戸町字奥の谷市道橋より上流	B-1	積土俵工	279	△
牛ヶ谷川	左右	0.9	276	阿戸町字牛ヶ谷西方寺川合流点より上流	B-1	積土俵工	280	△
大谷川	左右	1.0	888	阿戸町字大谷中野宅より上流	A-2	捨て土のう工	281	※△
谷迫川	左右	1.4	254	阿戸町字谷迫横田宅より上流	A-2	捨て土のう工	282	△
フラケ迫川	左右	1.2	137	阿戸町字大谷大谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	283	△
升越川	左右	1.0	110	阿戸町字升越権現橋より上流	A-2	捨て土のう工	284	※△
小計	6河川							

安芸区(船越地区)

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
的場川	左右	2.5	95	船越二丁目植田宅より上流	A-2	捨て土のう工	285	△
小計	1河川							

安芸区(矢野地区)

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
江の口川	左右	2.1	99	矢野西一丁目海田湾流入部よりJR呉線交差部まで	A-2	捨て土のう工	286	△
大原川	左右	0.9	158	矢野東七丁目向宅より上流	A-2	捨て土のう工	287	△
神長川	左右	1.2	18	矢野東七丁目大田宅前から矢野川まで	A-2	捨て土のう工	288	△
神出川	左右	0.9	120	矢野東四丁目小野医院より上流	A-2	捨て土のう工	289	△
寺屋敷川	左右	1.4	430	矢野町寺屋敷呉市境より上流	A-2	捨て土のう工	290	△
久喰川	左右	1.3	174	矢野西七丁目山口宅裏より上流	A-2	捨て土のう工	291	△
山田川	左右	1.0	155	矢野東四丁目高山宅より上流	A-2	捨て土のう工	292	△
北尾川	左右	2.0	8	矢野東四丁目鈴木宅より上流	A-2	捨て土のう工	293	△
宮下川	左右	2.0	130	矢野西一丁目国道31号大浜橋より市道極楽橋まで	B-1	積土俵工	294	△
小計	9河川							
安芸区計	39河川							

## 佐伯区(五日市地区)

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
扇迫川	左右	2.0	25	五日市町大字石内橋本宅より上流	A-2	木流し工	295	△
かたの巣川	左右	1.1	550	五日市町大字石内県道広島湯来線より上流	A-2	木流し工	296	△
己斐峠川	左右	1.4	597	五日市町大字石内永井宅より上流	A-2	木流し工	297	△
城六川	左右	0.4	65	五日市町大字下河内越藤宅より上流	B-1	積土俵工	298	△
住吉川	左右	1.5	25	利松二丁目石内川合流点より上流	B-1	積土俵工	299	△
入道原川	左右	0.5	410	五日市町大字石内山田川合流点より上流	A-2	木流し工	300	△
梁井川	左右	1.3	62	八幡東三丁目梅田宅より上流	B-1	積土俵工	301	△
湯戸川	左右	1.0	320	五日市町大字石内石内川合流より上流	B-1	積土俵工	303	※△
吉合津川	左右	1.6	300	五日市町大字石内六拾部宅より上流	A-2	木流し工	304	△
夫婦川	左右	2.0	147	五日市町大字石内山陽自動車道石内高架橋より上流	A-2	木流し工	305	△
三宅川	左右	1.5	180	三宅五丁目 神原橋より上流および下流	A-2	積土俵工	306	△
小 計	11 河川							

## 佐伯区(湯来地区)

河川名	岸別	護岸高(m)	延長(m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
柏谷川	左右	1.0	148	湯来町大字葛原字郷木末川合流点より上流	B-1	積土俵工	307	△
鹿道川	左右	1.0	110	湯来町大字白砂下鹿道八幡川合流点より上流	B-1	積土俵工	308	△
上中郷谷川	左右	1.0	185	湯来町大字伏谷字伏郷中郷川合流点より上流	B-1	積土俵工	309	△
葛谷川	左右	1.0	110	湯来町大字多田字田布水内川合流点より上流	B-1	積土俵工	310	△
下伏谷川	左右	1.5	90	湯来町大字伏谷字下伏伏谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	311	※△
赤土地川	左	2.0	80	湯来町大字白砂八幡川合流点より上流	A-2	木流し工	312	△
大谷川	左右	3.0	500	湯来町大字多田水内川合流点より上流	A-2	木流し工	313	※△
大山川	左	2.0	120	湯来町大字白砂佐伯5区8号線より上流	A-2	木流し工	314	※△
島木谷川	左	3.0	304	湯来町大字下太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	315	※△
弥平谷川	左右	3.0	60	湯来町大字多田水内川合流点より上流	A-3	木流し工	316	※△
小 計	10 河川							
佐伯区計	21 河川							

普通河川 総 計	312 河川							
-------------	--------	--	--	--	--	--	--	--

(凡 例)

危険状況

- A 護岸の崩壊のおそれのある場所
- B 越水のおそれのある場所
- ※ 令和5年度改修予定箇所
- △ 令和5年度以降改修予定箇所

現 況

- 1 断面不足
- 2 護岸老朽（強度不足を含む。）
- 3 水衝部老朽（洗掘を含む。）

## (3) 直轄管理河川(太田川水系) 《国土交通省太田川河川事務所》

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400~C1K800	1,600	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400~C1K800	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600~0K400	1,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400~C1K800	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000~0K000	3,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600~0K400	2,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000~3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000~3K500	500	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目~大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950~5K800	850	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目~大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950~5K800	850	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区戸坂惣田1丁目	広島市	8K850~9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目~長束3丁目	広島市	5K000~5K800	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目~長束3丁目	広島市	7K100~7K300	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目~西原3丁目	広島市	7K300~7K540	240	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目~西原3丁目	広島市	7K540~7K800	360	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730~8K000	270	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目、東原1丁目	広島市	7K800~8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500~8K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100~10K200	100	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500~10K700 (漏水重点監視)	200	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700~10K900	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160~11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400~11K800 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目~八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730~13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目~八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730~13K600	870	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500~11K600	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600~11K800 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目~口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800~12K900	1,100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400~12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400~14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200~14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区畝村	広島市	14K500~14K850	300	水衝部 (高水護岸無し)	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000~15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目、可部南3丁目~可部南4丁目、可部1丁目、亀山1丁目	広島市	15K790~18K400	2,610	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	16K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800~18K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200~18K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400~19K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400~18K600 19K000~19K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	19K400~19K500	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800~20K550	750	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800~21K350	550	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K0~21K900	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950~23K600	650	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	簡瀬橋	広島市	22K950		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K0~24K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K200~24K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K600~25K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K800~26K0	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	26K0~26K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	B	共栄橋	広島市	26K217		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	26K800~27K0	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	27K200~27K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬	広島市	28K200~28K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K600~29K800	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K800~30K0	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	王辰橋	広島市	29K219		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢橋	広島市	30K638		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町宇津	広島市	30K400~30K750	350	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K0~31K100	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K600~31K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K400~32K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K600~32K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K800~33K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	B	大川橋	広島市	32K945		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	33K400~33K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	34K400~34K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K600~36K100	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K800~36K100	300	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K600~36K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	B	宇賀大橋	広島市	36K698		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K800~36K850	50	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
73	太田川	左	工作物	B	太田川第一橋梁(旧JRC可部線)	広島市	36K813		径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区八木5丁目、八木9丁目	広島市	14K200~15K380	1,180	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区八木9丁目、八木8丁目	広島市	15K750~16K170	420	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K200~17K800	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K800~19K800	2,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	21K800~22K400	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K400~22K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K600~22K850	250	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K200~25K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K400~25K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K800~25K900	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町後山	広島市	26K500~26K800	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K400~27K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800~28K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800~28K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	28K500~29K400	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K0~29K100	100	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K400~29K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K400~30K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K600~30K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K400~31K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
94	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K800～32K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	32K200～32K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町間野平	広島市	33K400～34K0	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K600～34K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K800～35K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町鹿之巣	広島市	37K000～37K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	37K900～38K200	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K200～38K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K400～38K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K600～38K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K0～39K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K200～39K500	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K200～40K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
109	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K400～40K500	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
110	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字米見	安芸太田町	39K600～40K050	450	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	B	太田川第二橋梁(旧JR可部線)	広島市	39K960		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
112	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字船場	安芸太田町	40K300～40K600	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	B	太田川第三橋梁(旧JR可部線)	広島市	41K812		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
114	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字澄合	安芸太田町	43K400～43K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	B	太田川第四橋梁(旧JR可部線)	広島市	44K710		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
116	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K000～45K400	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
117	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K600～45K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
118	太田川	左	工作物	B	津伏橋	広島市	45K894		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
119	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K100～47K600	1,500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
120	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K400～46K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
121	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K600～47K0	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
122	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	47K000～47K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
123	太田川	左	工作物	B	安水橋	広島県	47K493		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
124	太田川	左	工作物	B	大前橋	広島市	47K540		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
125	大前橋石岸道路	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
126	大前橋石岸道路	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～48K0	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
127	大前橋石岸道路	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
128	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K400～48K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
129	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K600～49K0	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K800～49K100	300	断面不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	49K0～49K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	B	太田川第五橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	49K143		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	B	吉ヶ瀬橋	中国電力	49K282		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字光石	安芸太田町	49K800～50K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K200～51K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K400～51K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K800～51K900	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	B	筒賀橋	広島県	51K904		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	B	砂ヶ瀬橋	安芸太田町	52K336		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
140	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	53K000～53K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
141	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K400~53K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K600~54K500	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	B	太田川第六橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	53K718		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K400~55K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K600~56K700	1,100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
147	太田川	左	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K400~57K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
149	太田川	左	工作物	B	旭橋	安芸太田町	57K482		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K800~57K900	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600~58K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K800~59K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K200~59K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K400~59K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K600~59K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	B	鮎ヶ平橋	安芸太田町	59K833		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
157	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K400~60K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
158	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
159	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600~61K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
160	太田川	左	工作物	B	堂見橋	広島県	61K772		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K800~62K400	600	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	62K400~62K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
163	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K200~63K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
164	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K400~63K900	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
165	太田川	左	工作物	A	上殿橋	安芸太田町	63K960		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
166	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K000~64K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K600~64K750	150	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	B	轟大橋	広島県	64K796		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K900~65K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物	B	轟橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	65K066		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	65K400~66K000	600	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左	工作物	B	轟橋	安芸太田町	65K628		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	工作物	B	其角排水樋門	安芸太田町	65K680		管体クラック 吐口側法面部クラック		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
174	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800~67K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左	工作物	B	土居橋	中国電力	67K200		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
176	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600~68K0	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
177	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K800~68K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	B	土居橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	68K010		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200~69K400	1,200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
180	太田川	左	基礎地盤漏水	A	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K750~68K850	100	漏水 (実績有り)	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	B	グランド橋	安芸太田町	69K694		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	B	花治山橋	安芸太田町	69K709		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	70K100~70K300	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	69K900~70K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	B	小原橋	安芸太田町	70K223	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	B	遊谷橋梁	JR	70K624		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
187	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K800~71K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
188	太田川	左	工作物	B	明神橋	安芸太田町	70K839	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
189	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600~41K900	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
190	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600~41K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
191	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900~42K800	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
192	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900~43K0	1,100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
193	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	44K0~44K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
194	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	44K100~44K600	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
195	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	44K100~44K700	600	(護岸老朽)		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
196	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	44K400~44K700	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
197	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	44K600~44K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
198	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K400~45K700	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
199	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K700~46K200	500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
200	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	46K200~46K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
201	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K200~47K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	安水橋より上流に向かって本川側	240	漏水(実績有り)	月/輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
203	太田川	右	堤体漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600~47K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
204	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800~48K0	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
205	大形川(津和野川)	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K400~47K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	48K0~48K300	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字吉ヶ瀬	安芸太田町	49K200~49K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字向光石	安芸太田町	50K400~50K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
209	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中簡賀字向光石	安芸太田町	50K600~50K850	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
210	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町中簡賀字向光石	安芸太田町	50K600~50K850	250	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字田之尻	安芸太田町	51K550~51K800	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
212	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中簡賀字田之尻	安芸太田町	51K800~51K850	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
213	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中簡賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K200~52K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
214	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中簡賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K400~52K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字小原	安芸太田町	53K200~53K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
216	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字辻ノ河原	安芸太田町	54K600~55K0	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
217	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中簡賀字辻ノ河原	安芸太田町	55K0~55K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
218	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中簡賀字遅越	安芸太田町	55K600~55K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
219	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字上原	安芸太田町	58K200~58K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
220	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字木坂	安芸太田町	58K600~58K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
221	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町大字加計字平	安芸太田町	59K400~59K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
222	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町大字加計字平	安芸太田町	59K700~60K200	500	水衝部 (護岸老朽、高不足)	木流し	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
223	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字平	安芸太田町	60K200~60K250	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
224	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下簡賀字西調子	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
225	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下簡賀字西調子	安芸太田町	60K800~61K600	800	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下簡賀字河内	安芸太田町	61K600~61K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町下簡賀字西調子	安芸太田町	61K600~61K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下簡賀字高下	安芸太田町	62K0~62K500	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
229	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下簡賀字高下	安芸太田町	62K800~63K700	900	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
230	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下簡賀字高下	安芸太田町	63K000~63K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
231	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中簡賀字松原	安芸太田町	64K800~65K100	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字正地	安芸太田町	66K600~66K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀	安芸太田町	67K200~67K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
234	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K400~69K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
235	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～69K850	50	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
236	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～70K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
237	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K400～70K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
238	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K700～71K0	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	滝山川	左	工作物	B	滝山川橋	広島県	0K251		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
2	中祖川	左	工作物	B	中祖橋	広島県	0K254		桁下高不足、 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
3	滝山川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K400～0K670	270	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中祖川	左	工作物	B	井手ヶ平橋	安芸太田町	0K600		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
5	滝山川	左	工作物	B	川北橋	安芸太田町	0K846		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
6	滝山川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1K0～1K100	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
7	中祖川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K350～0K400	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K200～2K000	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部二丁目	広島市	2K400～3K800	1,400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K600～3K800 4K600～5K000	600	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K800～5K000	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部東一丁目～四丁目	広島市	1K400～3K000	1,600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市	1K400～1K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東二丁目	広島市	2K300～2K500	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東四丁目～五丁目	広島市	2K800～3K000	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大字上原	広島市	3K800～4K600	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部東五丁目	広島市	3K600～4K800	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	B	丸田橋	広島市	1K166	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	B	新川橋歩道橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2K881	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3K378	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3K624	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	A	吉田橋	広島市	4K017	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
20	根谷川	左	工作物	B	東原橋	広島市	4K650	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100～0K100 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100～0K320	220	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K380～0K500	120	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K600～0K700 (漏水重点監視)	100	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K700～0K900	200	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	1K700～4K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	0K800～2K300	1,500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	2K600～4K400	1,800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川三丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川七丁目	広島市	3K600～4K200	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600～4K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～5K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～4K880	80	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～6K400	1,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～5K900	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K100～9K200	3,100	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
16	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K000~7K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K200~7K600	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	8K000~9K000	1,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	9K400~9K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	B	深川橋	広島県	0K696	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	A	亀崎橋	広島市	2/000-13	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	B	亀崎橋歩道橋	広島市	2/000-3	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	A	栗師橋	広島市	2/550-33	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	A	横川橋	広島市	2/850+25	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	A	陸地橋	広島市	3/700+17	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第3橋梁	JR	4/150+23	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K874	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	A	新鳥越橋	広島県	5K757	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第2橋梁	JR	5/800+27	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	5/900+7	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6/600-30	-	径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
34	三篠川	左	工作物	A	抱岩歩道橋	広島市	7/200-83	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	A	西中橋	広島市	8K389	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K028	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000~1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K000~1K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K200~1K400	200	堤体漏水	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K400~2K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000~3K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43-1	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K600~3K060	460	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43-2	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K310~3K600	290	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200~5K000	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200~4K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K000~5K400	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K600~5K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K600~6K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K400~9K600	2,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K800~9K600	1,800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	第1古川	左	堤体漏水	A	広島市安佐南区中筋四丁目	広島市	2K660~3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐南区川内二丁目	広島市	2K800~3K000	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐南区緑井六丁目	広島市	4K700~4K900	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区古市一丁目	広島市	2K080~2K500	420	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堤体漏水	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K660~3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K800~3K000	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	旧太田川	右	越水(溢水)	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	0K600~2K200	2,800	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	0K500~0K100	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入川口町	広島市	0K500~1K400	900	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区舟入本町	広島市	2K000~2K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
5	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入中町	広島市	2K200~2K500	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区本町二丁目	広島市	2K500~2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区本町三丁目	広島市	2K700~2K900	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区寺町	広島市	3K400~3K600	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K800~3K900	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K900~4K100	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	4K300~4K400	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	旧太田川	左	越水(溢水)	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600~1K600	2,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600~C0K100	500	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区吉島町	広島市	0K100~0K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100~1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	旧太田川	左	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K600~2K600	1,000	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	旧太田川	左	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K600~2K000	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	2K000~2K600	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	旧太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区牛田新町二丁目	広島市	5K650~6K250	600	根固沈下	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	旧太田川	左	工作物	A	舟入橋	広島市	0K718	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	旧太田川	左	工作物	A	住吉橋	広島市	1/200-23	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	旧太田川	左	工作物	A	新住吉橋	国土交通省	1/400-94	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	旧太田川	左	工作物	A	中島神崎橋(旧中島橋)	広島市	1K686	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	旧太田川	左	工作物	A	西平和大橋	広島市	2/100-27	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	旧太田川	左	工作物	A	木川橋	広島市	2/400-68	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	旧太田川	左	工作物	A	木川橋歩道橋	広島市	2/400-68	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	旧太田川	左	工作物	B	相生橋歩道橋	広島市	2K600~2K650	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	旧太田川	左	工作物	B	相生橋	国土交通省	2K725	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	旧太田川	左	工作物	A	空鞆橋	広島市	3/200-48	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	旧太田川	左	工作物	B	三篠橋	広島市	4/100+140	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
31	旧太田川	左	工作物	B	北大橋	広島市	4/900-15	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区吉島東三丁目	広島市	C0K600~0K000	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	越水(溢水)	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	C0K200~1K200	1,400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	0K000~0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100~1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K200~2K400	1,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K300~1K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	1K500~1K800	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	2K100~2K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市南区出島一丁目	広島市	D1K200~D0K800	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700~D0K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700~0K000	700	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区南千田西町	広島市	D0K500~D0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区千田町三丁目	広島市	D0K300~0K100	400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	堤体漏水	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K000~0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K100~0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区大手町五丁目	広島市	0K300~1K000	700	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K300~1K900	600	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K500~2K100	600	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町二丁目	広島市	2K200~2K400	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	元安川	左	工作物	A	南大橋	広島市	0K539	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
								(m)				
21	元安川	左	工作物	A	平和大橋	広島市	1K949	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	元安川	左	工作物	A	元安橋	広島市	2K394	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町四丁目	広島市	C1K600～C0K700	900	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K750～C0K200	550	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K900～C0K850	250	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K650～C0K300	350	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区南観音八丁目	広島市	C0K200～1k092	1,292	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K100～0K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K500～0K900	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区東観音町	広島市	2k900～3K100	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区天満町	広島市	1K900～2K000	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区天満町	広島市	2K200～3K200	1,000	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～C1K150	100	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～C0K300	950	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	天満川	左	越水(溢水)	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K150～1K470	2620	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区舟入町	広島市	1K000～1K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区榎町	広島市	2K500～2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区広瀬北町	広島市	2K700～3K100	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区広瀬北町	広島市	3K100～3K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	天満川	左	工作物	B	天満川水管橋	広島市	C0K030	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	天満川	左	工作物	A	新観音橋	国土交通省	1K147	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	天満川	左	工作物	B	観音橋	広島市	1K468	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	天満川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	天満川	左	工作物	A	広電天満橋	広島電鉄	2K018	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	天満川	左	工作物	A	天満歩道橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	天満川	左	工作物	A	天満橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	天満川	左	工作物	A	広瀬橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	天満川	左	工作物	A	広瀬橋歩道橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	天満川	左	工作物	A	中広大橋	広島市	2K882	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	天満川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

(参考) 重要水防箇所評定基準 (国土交通省)

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸  閘			陸閘が設置されている箇所。

(4) 県管理河川・海岸  
県西部建設事務所管内

附図 番号	水系名	河川 名 海岸	担当水防 管理団体 (市町村)	重要水防箇所					
				番号	左 岸 右	延長 (km)	位置	予想される 危険	対策水防 工 法
1	太田川	小河内川	広島市	1	左 右	1.0 1.0	広島市安佐北区安佐町大字小河内宇賀井野から太田川合流点まで	越水	積土俵
2	〃	鈴張川	〃	2	左 右	1.1 1.4	広島市安佐北区安佐町大字飯室関之内から太田川合流点まで	決壊	木流し 積土俵
3	〃	三篠川	〃	3	左 右	0.8 0.8	広島市安佐北区白木町大字市川下吉井から関川合流点まで	決壊	木流し 積土俵
4	〃	〃	〃	4	左	0.2	広島市安佐北区白木町大字三田三日一	決壊	木流し 積土俵
5	〃	栄堂川	〃	5	左 右	0.2 0.2	広島市安佐北区白木町大字井原中市から三篠川合流点まで	越水	積土俵
6	〃	小河原川	〃	6	左 右	0.9 0.9	広島市安佐北区小河原町麻下から三篠川合流点まで	決壊	木流し 積土俵
7	〃	南原川	〃	7	左 右	0.5 0.5	広島市安佐北区可部九丁目から根谷川合流点まで	決壊	木流し 積土俵
8	〃	京橋川	〃	8	左 右	6.2 6.2	旧太田川分派点から元安川合流点まで	越水 決壊	木流し 積土俵
9	〃	猿猴川	〃	9	左 右	5.5 5.5	京橋川分派点から海に至る	越水 決壊	木流し 積土俵
10	〃	府中大川	〃	10	左 右	3.7 3.7	広島市東区温品四丁目第2神前橋から猿猴川合流点まで	決壊	木流し 積土俵
11	〃	安川	〃	11	左 右	3.1 3.1	広島市安佐南区上安一丁目安川橋から古川合流点まで	越水 漏水	積土俵 月の輪
12	〃	根谷川	〃	12	右	0.3	広島市安佐北区三入南一丁目（下町屋）から南原川合流点まで	越水 決壊	木流し 積土俵
13	〃	中山川	〃	13	右	0.3	広島市東区中山中町	越水 決壊	木流し 積土俵
14	〃	二又川	〃	14	右	0.4	広島市東区牛田早稲田一丁目	越水	積土俵
15	〃	矢口川	〃	15	左 右	0.2 0.4	広島市安佐北区口田南七丁目	越水 決壊	積土俵 木流し
16	〃	湯坂川	〃	16	左 右	0.7 0.6	広島市安佐北区狩留家町	越水 決壊	積土俵 木流し
17	〃	八幡川	〃	17	左 右	0.4 0.4	広島市西区己斐本町三丁目から己斐西町まで	越水	積土俵
18	〃	御幸川	〃	18	左 右	0.4 0.4	広島市西区草津東二丁目から草津本町まで	越水	積土俵
19	〃	水内川	〃	19	左 右	2.5 0.6	広島市佐伯区湯来町和田から恵木谷川合流点まで	越水 決壊	月の輪 木流し
20	瀬野川	瀬野川	海田町	20	右	3.1	安芸郡海田町山畝畷橋から海に至る	決壊	木流し
21	八幡川	八幡川	広島市	21	左 右	4.7 4.7	広島市佐伯区利松三丁目から河口まで	越水 決壊	木流し 積土俵
22	〃	石内川	〃	22	左 右	2.5 2.5	広島市佐伯区五日市町大字石内笹利川合流点から八幡川合流点まで	越水	積土俵
23	岡の下川	岡の下川	〃	23	左 右	1.4 1.4	広島市佐伯区三宅一丁目三宅川合流点から河口まで	越水	積土俵
計		23か所				74.4			

県広島港湾振興事務所管内

附図 番号	水系名	河川 名 海岸	担当水防管 理団体(市町 村)	重要水防箇所					
				番号	左 岸 右	延長 km	位 置	予想される 危険	対策水防 工 法
24	広島港 海 岸	江波地区	広島市	1		7.02	広島市中央区江波栄町6から 江波東2丁目13まで	越 水 決 壊	積土俵
25	広島港 海 岸	吉島地区	〃	2		1.35	広島市中央区南吉島1丁目1から 吉島新町1丁目28まで	越 水 決 壊	積土俵
26	広島港 海 岸	元宇品地区	〃	3		1.77	広島市南区元宇品町25～23	越 水 決 壊	積土俵
27	広島港 海 岸	丹那地区	〃	4		3.83	広島市南区丹那町1から 仁保4丁目7まで	越 水 決 壊	積土俵
28	広島港 海 岸	向洋地区	〃	5		2.41	広島市南区向洋大原町21から 月見町1993 (新月見橋) まで	越 水 決 壊	積土俵
29	広島港 海 岸	船越地区	〃	6		2.09	広島市安芸区船越南5丁目3(新月見 橋)から4丁目14まで	越 水 決 壊	積土俵
30	広島港 海 岸	矢野地区	広島市 海田町 坂 町	7		9.17	安芸郡海田町つくも町2から 坂町北新地1丁目2まで	越 水 決 壊	積土俵
31	広島港 海 岸	金輪島 地 区	広島市	8		1.36	広島市南区宇品町沿岸部	越 水 決 壊	積土俵
32	広島港 海 岸	似島西 地 区	〃	9		0.20	広島市南区似島町信谷沿岸部から 家下沿岸部 (似島栈橋) まで	越 水	積土俵
33	〃	似島東 地 区	〃	10		0.24	広島市南区似島町大黃沿岸部 (似島 小学校)	越 水	積土俵
計		10か所					29.44		

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応急 対策 工法	附図 番号	主な改修必要か所			備考
			堤高	堤長	貯水量	面積	戸数			堤体	余水 吐	取水 施設	
			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)						
東 区	大原(九平)	馬木町字大原乙741	5.3	80.0	3,600	0.1	—	土俵積	1	○	○		
	東	浄戸	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2	○			
	流	谷	3.3	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3		○		
	理	覚寺	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4		○		
	滝	泉寺	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5	○	○	○	
	尾	の上	2.2	—	200	—	2	土俵積	6				
	片	山	3.3	—	60	—	5	土俵積	7				
	石	ヶ迫1号	4.7	—	213	—	7	土俵積	8				
	石	ヶ迫2号	3.9	—	34	—	3	土俵積	9				
	梨	の木谷	2.9	—	300	—	157	土俵積	10				
	桜	上	4.6	—	2,300	—	37	土俵積	11				
	上	条	3.0	—	233	—	23	土俵積	12				
	大	平2号	—	—	410	—	—	土俵積	13				
	狐	ヶ城	—	—	410	—	—	土俵積	14				
安 佐 南 区	長	楽寺	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	15				
	迫	堤	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	16				
	新	堤	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	17				
	新	池2号	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	18				
	上	池	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	19				
	下	池	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	20		○		
	影	浦	7.5	32.0	3,600	2.7	—	土俵積	21	○			
	森	田	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	22				
	荒	谷	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	23				
	尾	越	6.3	40.7	1,250	1.3	—	土俵積	24				
	谷	本	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	25				
	願	成寺	3.6	—	700	—	—	土俵積	26				
	大	石	4.3	—	1,300	—	44	土俵積	27				
	中	池	5.3	—	2,000	—	528	土俵積	28				
安 佐 北 区	宝	谷	4.0	—	350	—	55	土俵積	29				
	寺	山	2.9	—	500	—	114	土俵積	30				
	土	井	3.8	—	1,890	—	292	土俵積	31				
	松	梅	3.2	—	2,000	—	7	土俵積	32				
	米	林池	2.3	—	127	—	7	土俵積	33				
	寄	木池	3.5	—	220	—	3	土俵積	34				
	小	松池	2.4	—	150	—	9	土俵積	36				
	前	原	10.2	—	14,000	—	88	土俵積	37				
	西	部	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	38				
	松	山貯水池	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	39				
	国	丸	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	40				
	ゴ	ロイ	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	41				
	柳	ヶ谷	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	42	○			
	草	谷	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	43	○	○		
小	谷	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土俵積	44	○	○	○		
久	保山	8.5	58.9	4,900	5.8	6	土俵積	45					
西	ヶ迫	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	46	○	○			
林	1号	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	47		○			
落	尻	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	48					
後	迫1号	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	49					
後	迫3号	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	50					
岡	上1号(岡上)	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵積	51					
行	根	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	52		○			
鳥	屋ヶ森	5.9	28.0	1,200	0.3	—	土俵積	53					
神	宮寺	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	54	○	○			
上	島	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	55	○				
奥	梶名	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	56	○				
谷	奥下	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	57	○				
安 佐 北 区	城	下	8.8	—	5,000	—	14	土俵積	58				
	大	坪	7.0	—	1,800	—	5	土俵積	59				
	鉦	池	2.1	—	147	—	0	土俵積	60				
	又	タヶ原	7.0	—	1,800	—	92	土俵積	61				
	奥	松山	10.1	—	3,700	—	1	土俵積	62				
	一	ヶ谷池	5.5	—	5,625	—	135	土俵積	63				
	佐	川池	1.9	—	120	—	5	土俵積	64				
	権	現	5.2	—	1,200	—	84	土俵積	65				
	蛇	の池	4.2	—	3,200	—	7	土俵積	66				
	桜	峠池	0.8	—	107	—	27	土俵積	67				
	下	野原1号	5.0	—	4,500	—	2	土俵積	68				
	黒	王池	2.1	—	400	—	10	土俵積	69				
	坊	地	3.3	—	600	—	19	土俵積	70				
	加	唐	5.5	—	1,300	—	299	土俵積	71				
吹	上げ	3.3	—	800	—	90	土俵積	72					
追	分	4.9	—	1,800	—	18	土俵積	73					
一	面	7.8	—	1,800	—	5	土俵積	74					

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応 対 工 策 法	附図 番号	主な改修必要か所			備 考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)	面積 (ha)	戸数 (戸)			堤体	余水 吐	取水 施設	
安 佐 北 区	戸崎池	安佐町鈴張	6.1	—	2,060	—	10	土俵積	75				
	原迫	可部町大字大毛寺字安光1868	—	—	480	—	—	土俵積	76				
	上西池	可部町桐原神の前1352	1.7	—	140	—	4	土俵積	77				
	明当池	落合南町	9.0	—	9,500	—	288	土俵積	78				
	合力	落合南町合力121	8.0	—	2,200	—	1	土俵積	79				
	桐陽台	三入東一丁目2545	18.3	—	12,200	—	36	土俵積	80				
	倉掛3号	倉掛三丁目31	4.0	—	5,000	—	119	土俵積	81				
	筒瀬1号	安佐町筒瀬中志峠	5.2	—	4,100	—	16	土俵積	82				
	筒瀬2号	安佐町筒瀬中志峠1480	6.9	—	8,100	—	17	土俵積	83				
	金川	高陽町	5.9	27.0	1,320	0.4	0	土俵積	174				
安 芸 区	馬場	中野町字平山3288	2.4	34.5	80	0.1	1	土俵積	86				
	新池	中野東町字奥畑2234	4.3	47.0	610	0.5	—	土俵積	87				
	古池	中野東町字奥畑2177	3.9	32.0	300	0.5	—	土俵積	88				
	細工3号池	中野東町字細工4515	6.5	35.0	900	3.1	46	土俵積	89	○	○		
	押谷1号	阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	—	土俵積	91				
	竹広	阿戸町字上田字西方2208	1.8	22.0	47	0.4	—	土俵積	92				
	平山1号	阿戸町字谷迫652	4.8	27.0	173	0.5	3	土俵積	93				
	新池1号	船越町字松山平551	5.7	28.0	1,800	2.5	24	土俵積	94	○	○		
	箱師	矢野町字花上3340	2.3	25.0	200	0.3	2	土俵積	95				
	藤ヶ迫	畑賀町字上水谷東2163	3.8	22.0	1,000	0.7	3	土俵積	96				
二ツ掛	畑賀町字工越3467	5.5	80.0	2,070	2.1	4	土俵積	97					
穴の口	畑賀町字掛樋田3272	4.9	23.0	1,269	0.7	—	土俵積	98					
水越上	畑賀町字西宗尾1511	9.9	101.0	27,868	12.7	7	土俵積	99					
戸坂	阿戸町字戸坂2014	2.4	44.0	200	0.7	—	土俵積	100					
高當	阿戸町字下畠320	3.1	30.0	500	2.2	7	土俵積	101					
水越下	畑賀町鹿子垣内東	6.2	—	10,300	—	47	土俵積	102					
海の平	畑賀町為角	5.9	—	6,000	—	61	土俵積	103					
澤田	中野東町大谷	6.5	—	3,100	—	44	土俵積	104					
大藤	瀬野川町下瀬野大藤268番地	3.4	—	477	—	72	土俵積	105					
中道原	瀬野川町下瀬野	8.8	—	2,600	—	13	土俵積	106					
天神池	瀬野川町山田ヶ原2789	6.1	—	13,900	—	54	土俵積	107					
牛ヶ谷1号	阿戸町字牛ヶ谷1557	4.3	—	1,800	—	46	土俵積	108					
牛ヶ谷2号	阿戸町字牛ヶ谷1628	3.0	—	1,100	—	7	土俵積	109					
牛ヶ谷3号	阿戸町字牛ヶ谷162	2.9	—	900	—	41	土俵積	110					
牛ヶ谷大	阿戸町字牛ヶ谷242-1	14.2	—	51,062	—	64	土俵積	111					
押谷2号	阿戸町押谷1823-1	6.5	—	5,100	—	44	土俵積	112					
京之岡1号	中野東町字京之岡6096番地	4.0	—	330	—	3	土俵積	113					
西村	瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	—	112	—	4	土俵積	114					
干野	瀬野川町下瀬野正之坪498番地	2.1	—	182	—	4	土俵積	115					
小野村	瀬野川町下瀬野中宇根496-1番	2.3	—	84	—	3	土俵積	116					
登龍	上瀬野町下河内827	3.8	—	400	—	5	土俵積	117					
中村	阿戸町水落3225	2.6	—	113	—	2	土俵積	118					
佐久間	阿戸町宮の郷2860	3.4	—	200	—	1	土俵積	119					
大幡	阿戸町市原1229	1.8	—	120	—	1	土俵積	120					
今中	阿戸町押谷1879	2.2	—	240	—	29	土俵積	121					
花上新	矢野町花上3191	3.5	—	427	—	5	土俵積	122					
薬師	矢野町花上3234	4.2	—	267	—	10	土俵積	123					
中池	船越町松山平547	6.0	—	1,100	—	516	土俵積	124					
鏡池	中野町鏡谷1074	5.0	—	900	—	95	土俵積	125					
洗川	中野町洗川1759	6.6	—	700	—	1	土俵積	126					
井上池	瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	—	235	—	9	土俵積	127					
天野2号	瀬野川町上瀬野久井原163-2番	1.9	—	31	—	2	土俵積	128					
野地	阿戸町旭浦7190	3.5	—	67	—	3	土俵積	129					
島池	阿戸町上畑112	3.6	—	800	—	8	土俵積	130					
泉	矢野東六丁目泉4566	7.1	—	4,900	—	37	土俵積	131					
庄野坪	畑賀町庄野坪3531	—	—	150	—	—	土俵積	132					
王子ヶ峠	畑賀町字王子ヶ峠3328	—	—	100	—	—	土俵積	133					
上為角	畑賀町上為角3822	—	—	150	—	—	土俵積	134					
尾崎	畑賀町字七朗ヶ谷3975	—	—	600	—	—	土俵積	135					
上影	畑賀町字上影道上205	—	—	150	—	—	土俵積	136					
野間	中野町字岡崎1228	—	—	300	—	—	土俵積	137					
吉田	中野町字岡崎1334	—	—	120	—	—	土俵積	138					
井上	阿戸町字西方乙2325	—	—	300	—	—	土俵積	139					
奥為角2号	畑賀町奥為角3696	—	—	100	—	—	土俵積	140					
赤羽迫	中野町字舞原1639	—	—	180	—	—	土俵積	141					
宮脇2号	中野町字宮脇2153	—	—	140	—	—	土俵積	142					
北尾	矢野東四丁目3499	—	—	200	—	—	土俵積	143					
久保1号	中野東町字室重4419-1	—	—	—	—	—	土俵積	145					
久保2号	中野東町字室重4421	—	—	—	—	—	土俵積	146					
柳池	畑賀二丁目429	—	—	—	—	—	土俵積	147					
鉾取1号	中野東町字鉾取1139	3.3	—	330	—	166	土俵積	175					
矢野池	瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	—	—	土俵積	176					
門前	矢野町の場2209	2.8	56.0	200	—	0	土俵積	177					
長尾	畑賀一丁目241番	2.0	—	200	—	—	土俵積	178					
細工2号池	中野東町細工4537	3.3	—	500	—	—	土俵積	179					

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応 対 工 急 策 法	附 図 番 号	主な改修必要か所			備 考
			堤高	堤長	貯水量	面積	戸数			堤体	余水 吐	取水 施設	
			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)						
佐 伯 区	坪井上	廿日市市大字後畑字牛池山528	10.6	95.2	17,400	18.6	5	土俵積	153				受益地= 五日市町
	坪井下	廿日市市大字後畑字牛池山518-3	8.0	60.0	18,000	17.1	3	土俵積	154				受益地= 五日市町
	有井	五日市町大字石内字上日焼3898	4.3	25.0	1,400	0.7	—	土俵積	155				
	千同	観音台一丁目159-1	6.6	—	6,600	—	163	土俵積	156				
	貴船原	五日市町三宅若山1169-1	6.6	—	4,814	—	291	土俵積	157				
	入の谷	五日市町三宅入の谷12	4.0	—	1,360	—	4	土俵積	158				
	場ヶ谷	五日市町石内字場ヶ谷	9.6	—	18,000	—	19	土俵積	159				
	西日浦畑	湯来町大字葛原字西日浦	5.8	—	613	—	0	土俵積	160				
	十文字1号	湯来町大字白砂字十文字	4.0	—	30	—	0	土俵積	161				
	柏原1号	湯来町白砂字柏原乙3212番地	2.0	—	469	—	1	土俵積	162				
	東大畑1号	湯来町伏谷字大畑	4.2	—	588	—	13	土俵積	163				
	柏原1号	湯来町麦谷柏原2154番地先	3.5	—	80	—	1	土俵積	164				
	谷本	五日市町大字石内	—	—	—	—	—	土俵積	165				
	隠の里	倉重3丁目384	4.8	—	12,800	—	355	土俵積	169				
	計	162か所											

### 3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

#### (1) 総括表

(令和4年10月1日現在)

行政区	箇所数	面積 (ha)	摘要
中区	0	0	
東区	5	1.15	
南区	4	13.46	
西区	4	8.05	
安佐南区	10	157.90	
安佐北区	23	108.42	
安芸区	10	92.14	
佐伯区	7	51.10	
計	63	432.22	

## (2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
東区	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	㈱ヒロヨシ (883-0150)	
	馬木二丁目521-1ほか10筆	開	0.53	㈱ジェイエステート	㈱金村建設 (232-3760)	
	上温品四丁目353番12の一部ほか4筆	開	0.30	㈱島中商事	㈱下前建設 (899-3048)	
	戸坂千足二丁目988番1ほか2筆	開	0.19	㈱トータテ都市開発	㈱重光工業 (842-7064)	
	馬木七丁目495番26ほか2筆	宅	0.10	㈱タカハチ	㈱タカハチ (212-1441)	
	計 5か所		1.15			
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.74	広島市朝見原土地区画整理組合理事長 草田 晨一		
	出島二丁目2番13	開	1.52	広島市長	未定	
	西本浦町1番9及び本浦町15番ほか	開	0.92	社会福祉法人I G L学園福祉会	㈱三戸重機 (847-3400)	
	本浦町216番2ほか	宅	0.28	金井征男	㈱日本環境サービス (838-3950)	
	計 4か所		13.46			
西区	高須三丁目1053番61の一部ほか1筆	開	0.17	フォーシン建設㈱	未定	
	井口鈴が台三丁目83番97	宅	0.02	秀浦 忠利	㈱KTコーポレーション (961-6456)	
	己斐上二丁目1306番7の一部ほか11筆	開	0.30	㈱ヒスマ	㈱畑賀建設 (827-1052)	
	観音新町四丁目2874番69	開	7.56	広島市	河井建設工業㈱ (291-1211)	
	計 4か所		8.05			
安佐南区	沼田町大字伴	開宅	126.73	アイエス㈱		
	八木五丁目6101-45の一部ほか10筆	宅	0.15	伊勢社宮総代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0.22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか4筆	宅	0.22	藤谷 孝行	㈱フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴字佐胡596番1ほか69筆	宅	18.72	㈱水野砂利	㈱楠建 (848-6000)	
	山本六丁目1029番41ほか	宅	0.33	㈱尼子建設	㈱尼子建設 (875-4070)	
	大塚西一丁目甲604番21ほか	宅	10.49	広島市大塚中央土地区画整理組合	広電建設㈱ (243-7132)	
	伴東二丁目9000番の一部ほか	開	0.69	社会福祉法人広島良城会	戸田建設㈱広島支店 (545-7538)	
	大塚西二丁目2142番3の一部	宅	0.19	学校法人I G L学園	㈱三戸重機 (847-3400)	
	長楽寺一丁目86番17の一部ほか	開	0.16	㈱BJC	㈱畑賀建設 (827-1052)	
	計 10か所		157.90			

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
安佐北区	安佐町大字あさひが丘1040-4の一部	宅	0.15	栄進重機(有)	栄進重機(有) (837-2038)	
	安佐町飯室字猪之子4506-1の一部ほか7筆	宅	0.07	神川 栄三	坂原組 (818-8765)	
	安佐町大字あさひが丘1225-1の一部	宅	0.10	二井 信幸	ニコー(株) (844-0293)	
	可部町大字綾ヶ谷字畑241ほか5筆	宅	0.30	(有)寺岡組	(有)星野組 (842-5811)	
	安佐町大字鈴張字片平2995-1ほか21筆	宅	2.46	(株)みどり	(株)栗本 (293-8500)	
	可部町大字綾ヶ谷字大平854ほか18筆	宅	0.84	(株)金田組	(株)金田組 (292-9666)	
	安佐町大字後山字迫分乙1039ほか	宅	0.50	学1GL学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-2ほか6筆	宅	0.17	よしや建設(株)	よしや建設(株) (281-3984)	
	白木町大字志路字大瀑3933番1の一部ほか281筆	宅	82.89	(株)クリショー	(株)クリショー (828-1112)	
	白木町大字志路字高盛4953-1ほか14筆	宅	6.50	協和鉱業(株)	協和鉱業(株) (815-1386)	
	亀山六丁目1817番1ほか5筆	開	0.22	(株)不動研	(株)不動研 (849-0558)	
	安佐町大字毛木字山田1036-1ほか23筆	宅	0.75	西日本旅客鉄道(株)広島支社	広成建設(株) (264-1711)	
	可部南五丁目1697-3ほか	開	0.65	(株)大和興産	(株)大和興産 (814-1111)	
	安佐町大字毛木字山田1036番1ほか	宅	0.76	西日本旅客鉄道(株)	広成建設(株) (264-1711)	
	亀山南三丁目779番1の一部ほか	宅	0.07	NT内装(株)	(株)大和興産 (814-1111)	
	安佐町大字鈴張字夕畑3942番5の一部ほか	宅	0.46	ジオレックス(株)	ジオレックス(株) (961-4783)	
	亀山三丁目1220番	開	0.14	(株)フロンティア・サンワ	(株)福正建設 (878-4555)	
	安佐町大字飯室字此山11225番ほか	開	9.71	可部興産(株)	大林道路(株) (925-5077)	
	深川五丁目1897番1ほか	開	0.22	(株)片岡屋	(株)カドス・コーポレーション (554-2217)	
	三入三丁目212番1ほか	開	0.28	(株)アーネストワン	(株)アーネストワン (511-8718)	
	亀山二丁目1137番1ほか	開	0.17	(株)信和ホーム	(株)クリエイト (942-2945)	
	深川六丁目1426番1ほか	宅	0.11	(有)ダイテック	(有)ダイテック (841-9131)	
	三入南一丁目1688番1	宅	0.90	森光 浩和	大東建託(株) (245-5528)	
計 23か所			108.42			
安芸区	船越二丁目ほか	区宅	80.90	広島市安芸土地区画整理組合		
	瀬野町字長者山	宅	0.91	(有)山一建設	(有)山一建設 (234-0110)	
	瀬野町字中道原	宅	0.54	(有)山一建設	(有)山一建設 (234-0110)	
	上瀬野町越山10619-166ほか2筆	宅	0.78	(株)タケニシ不動産	(有)錦秀建設 (0827-21-2383)	
	船越町字岩瀧山303-1、304-1の各一部	宅	0.09	石谷興業(有)	石谷興業(有) (822-1821)	
	矢野町字鷹巣708-1ほか19筆	宅	6.94	(株)熊野技建	(株)熊野技建 (854-4344)	
	上瀬野町1825番1の一部ほか12筆	宅	0.10	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	山陽工業(株) (232-6471)	
	中野三丁目1098番の一部ほか	開	0.96	矢神興産(株)	(株)下前建設 (899-3048)	
	矢野西三丁目6278番の一部	宅	0.08	(株)ヒロシマハウス	(株)オガワ (424-1115)	
	瀬野四丁目1638番1の一部ほか	開	0.84	医療法人松栄会	(株)網本工業 (220-4309)	
計 10か所			92.14			
佐伯区	五日市町大字下河内字野地135番1の一部ほか109筆	開宅	2.76	岩谷興業(株)	山陽工業(株) (232-6471)	
	五日市町大字石内字押入山1816番21ほか65筆	開	20.09	西広島開発(株)	(株)フジタ (941-5102)	
	五日市港一丁目1番の一部及び2番の一部	開	26.98	広島県広島港湾振興事務所	大之木建設(株) (231-5244)	
	五日市町大字下河内字野地119番の一部ほか7筆	宅	0.29	(株)SANSEI	(株)SANSEI (926-1567)	
	倉重三丁目310番ほか4筆	宅	0.29	(有)鈴木産業	(有)鈴木産業 (929-7135)	
	五日市町大字下河内字川坂2番の1ほか4筆	開	0.24	(株)セブン-イレブン・ジャパン	(株)川中建設 (932-2722)	
	五日市町大字石内字教場4644番の一部ほか26筆	宅	0.45	フォーシン建設(株)	未定	
計 7か所			51.10			

別表第6 市有水防倉庫一覽表《消防局警防課》

(令和4年10月31日現在)

名 称	位 置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目19番7号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	〃	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町12番20号	〃	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	〃	4
光水防倉庫	東区光町二丁目12番6号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目9番11号	〃	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目16番4号	〃	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	〃	8
段原水防倉庫	南区の場町二丁目5番14号	南消防署長	9
青崎水防倉庫	南区東青崎町10番25号	〃	41
日宇那水防倉庫	南区日宇那町11番22号	〃	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町23番6号	〃	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目23番39号	〃	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目1番46号	〃	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下752番地74	〃	13
都水防倉庫	西区都町43番10号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目16番23号	〃	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目14番2号	〃	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目21番19号	〃	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	〃	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目10番3号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	〃	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目48番11号	〃	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	〃	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目18番6号	〃	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	〃	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目26番13号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	〃	23
大野水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木1109番地2	〃	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	〃	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	〃	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天志1533番地5	〃	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目21番1号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷2898番地13	〃	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	〃	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	〃	31
五日市水防倉庫	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	〃	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	〃	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田224番地	〃	35
石内水防倉庫	佐伯区石内北五丁目5番1号	〃	40

別表第7 水防倉庫の備蓄基準《消防局警防課》

1 基準倉庫1棟当りの備蓄基準

区分	品名	基準数
資材	袋物 (PP土俵)	1,500枚
	縄類	15巻
	丸太又は鉄杭(1.2m)	150本
	丸太又は鉄杭(2.0m)	50本
	普通ビニールシート (3.6m×5.4m)	15枚
	大型ビニールシート (10m×10m)	5枚
	鉄線 ロープ(10m)	15kg 5本
機材	シャベル	20丁
	かけや又は金大ハンマー	5丁
	たこ	2丁
	おの	2丁
	のこぎり	2丁
	ペンチ	2丁
	かま	5丁
	手かぎ	4丁
	つるはし	4丁
	長とび	2丁
	からくわ	2丁
	かなづち	2丁
	手押一輪車	3台
	救命胴衣	5着
	サンドレッド	各水防倉庫 1個

2 水防倉庫別基準

行政区	水防倉庫名	基準数
中区	大手・吉島	2倍基準
	白島 江波	基準
東区	光	2倍基準
	戸坂 温品 福田	基準 基準
南区	段原	2倍基準
	青崎	基準
	日宇那	基準
	東本浦	基準
西区	水上	基準
	宇品	基準
	似島	2倍
	都	2倍基準
	三篠 己斐 庚午 井口	基準 基準 基準
安佐南区	佐東	3倍基準
	上安	基準
	祇園・山本	基準
安佐北区	沼田	2倍基準
	東原	基準
	中島・大野	2倍基準
	可部	3倍
安芸区	安佐	2倍
	高陽	2倍
	白木	2倍
佐伯区	中野	2倍基準
	阿戸	基準
	矢野 船越	基準 2倍
合計	五日市	2倍基準
	八幡	基準
	海老園	基準
	湯来 石内	2倍 基準
合計	38倉庫	1.5倍

管 理 者	保 管 場 所	材 料 名								水 防 マ ツ ト	オ イ ル フ ェ ン ス	吸 着 マ ツ ト
		土 の う 袋	鉄 線	丸 太 等	鉄 パイ プ 等	掛 矢 等	ロ ー プ	シ ート	敷 材			
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	15,000枚 耐候性大型土囊660 袋詰玉石袋2t用80	10# 10kg 12# 2kg	木杭 45mm角 1.5m 90本 40mm角 1.2m 30本	鉄杭 φ22mm 1.2m 40本 被覆杭 φ22mm 1.5m 35本	掛矢 2 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 1巻(100m) トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	ブルーシート (3.6×5.4m) 2 ブルーシート (1.8×2.7m) 2	枚	20m/袋 4袋 15m/袋 3袋	50cm×50cm (100枚入)1箱 (50枚入)5箱 20cm×25cm (50枚入り)1箱 のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 12箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱	
	草津倉庫	耐候性大型土囊50 (製作済) 耐候性土囊1700 (製作済)										のれん式 5.0m/連×10連 1箱
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土囊140 耐候性大型土囊(3年)100	10# 400kg 8# 200kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本	鉄パイプ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 690本 1.5m 200本 鉄杭 φ19mm 1.5m 90本	掛矢 5本 大ハンマー (3.5kg) 1	5m/m 200m 4束 10m/m 12束 トラロープ 100m巻 3束	(3.6×2.4m) 100	12個	φ110×2m (6本入) 8箱 φ250×20cm 4個	65cm×65cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 8箱 50cm×50cm (50枚入) 6箱 50cm×50cm (100枚入) 6箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(マット型) 50cm×50cm 8箱	
	高瀬分室倉庫	0					マニラ 2巻(100m)			20m/袋 13袋	(20m/箱) 8箱 50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱) 4箱	
可部出張所長	可部出張所倉庫	700 1t土囊190 1t土囊uv剤配合340 耐候性大型土囊80 袋詰玉石袋材2t用290	8# 100kg	木杭 45mm角 1.5m 60本	鉄パイプ φ19mm 1.5m 200本	掛矢 6 大ハンマー (3.5kg) 2 玉掛けワイヤーリリースフック 12.5t用 2	10m/m (100m)6巻 5m/m (200m)6巻	(3.6×5.4m) 90	10	20m/袋 10袋	65cm×65cm (100枚入) 7箱 65cm×65cm (100枚入) 1箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5cm 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 楕円型ネット 入り 25cm×50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱 50cm×50cm(5m/連・10連)1箱 11cmφ×2m/6本 2箱	
	巴町倉庫	7,400 1t土囊70	8# 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ16mm 1.5m 45本	掛矢 1 大ハンマー (3.5kg) 3	30m(3分) 3巻	14	20		65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ9cm×2m/1本 (12本入) 3箱	
加計出張所長	香草倉庫	1,000 耐候性1t土囊60	8# 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 3	20m(3分) 1巻			20m/袋 6袋	20cm×25cm (80枚入) 2箱 50cm×47cm 34枚 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 φ11cm×2m/1本 (6本入) 1箱	
	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土囊127	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 鉄杭 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	ブルーシート 107枚 防災シート 6枚	14	20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 13箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連×10連 8箱	

2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土 《太田川河川事務所》

水防倉庫

番 号	出張所水防倉庫	所 在 地
I	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目
II	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝3丁目
III	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及びび巴町
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬

備蓄土

(太田川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	土 量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m ³
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m ³
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区牛田新町	6,000m ³
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区東野	10,000m ³
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m ³
6	大芝	古川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m ³
7	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内	160m ³

(小瀬川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	土 量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野1丁目	150m ³
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	150m ³
10	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m ³

備蓄土のう

(太田川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数 量
①	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 (己斐出張所水防倉庫)	耐候性大型土のう 660袋 土のう 15,000袋 袋詰玉石(2t) 80袋
②	己斐	放水路	C3/400 (草津水防倉庫)	右	広島市西区草津港1丁目	耐候性大型土のう 50袋 耐候性土のう 1700袋 ※製作済
③	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋
④	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	耐候性大型土のう 3袋 袋詰め玉石(2t) 763袋
⑤	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
⑥	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
⑦	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
⑧	可部	根谷川	3/450附近	左		500袋
⑨	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	900袋
⑩	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のう 20袋
⑪	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋

(小瀬川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数 量
⑫	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	300袋
⑬	小瀬川	小瀬川	7/000付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋 50袋(耐候性大型土のう)
⑭	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野2丁目	200袋

備蓄ブロック  
(太田川)

番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000～C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 (広島ヘリポート横)	ペンタコン (立体型) 4 t 288個
B	己斐	放水路	C2/500～C2/400	右	広島市西区扇二丁目 (西部水資源再生センター横)	ペンタコン (立体型) 4 t 65個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 (東野側帯)	ペンタコン (立体型) 4 t 50個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R54沿い資材置き場)	ペンタコン (立体型) 4 t 50個
E	大芝	太田川	12/800附近	右	広島市安佐南区川内6丁目	方塊ブロック (□1000) 107個 (□900) 13個 (□800) 34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 47個 異形ブロック (テラ) 100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めブロック10個 4t根固めブロック36個 方塊ブロック (□1000) 80個 (□900) 22個 (□800) 18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストーンブロック (突型) 1 t 394個 4 t 根固めブロック 48個
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クリンガーブロック (立体型) 4 t 50個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石 (2t) 15個 三連ブロック (4t) 12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰め玉石 24個 三連ブロック (4 t) 39個 方塊ブロック (1m3型) 16個 3t根固めブロック 5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	ダイヤカットII型350 (A) 912個 ダイヤカットII型350 (B) 52個 コーケンブロック3単位 (消波ブロック) 26個 三連ブロック 変形型 D型 (3 t タイプ) 8個 三連ブロック (4t) 47個 方塊ブロック (1m3型) 99個 方塊ブロック (0.5m3型) 31個

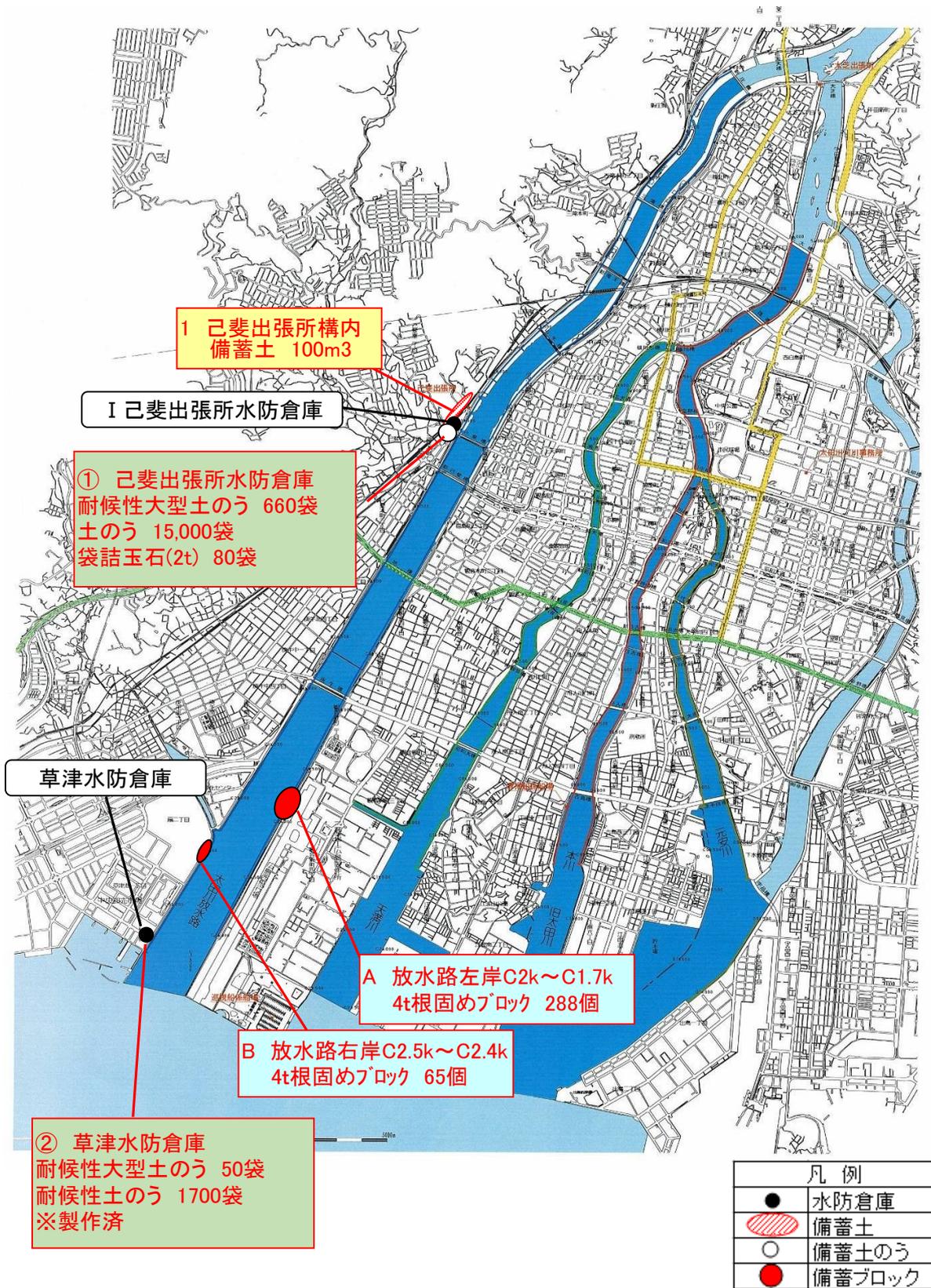
(小瀬川)

番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100附近	右	岩国市小瀬字御堂原	ペンタコン (立体型) 4 t 116個 袋詰め玉石 2t 20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300附近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊コンクリート172個

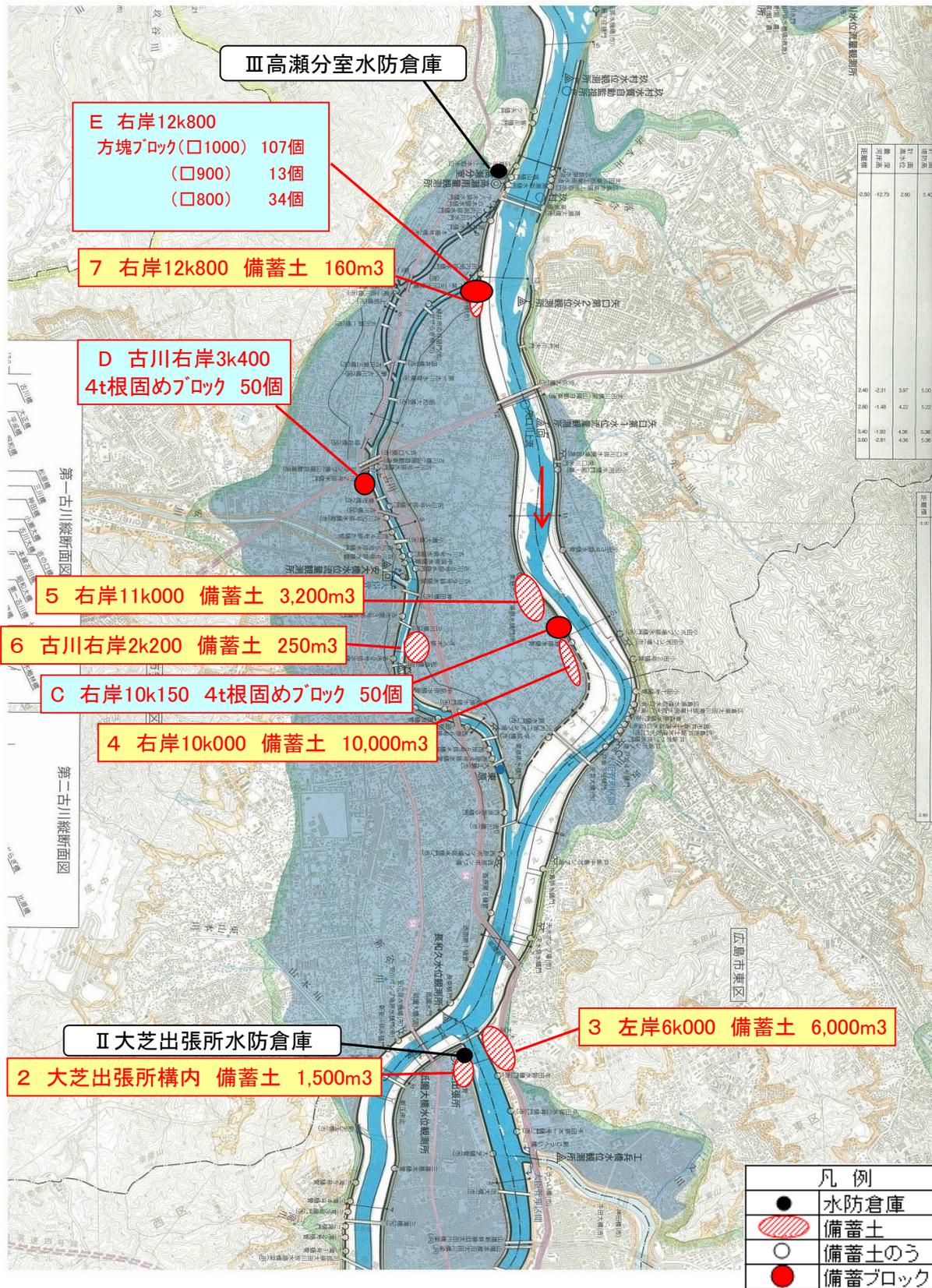
行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目（数量）							附図番号
			土のう等 枚	麻袋 枚	シート 枚	なわ 巻	ロープ m	杭・丸太 鉄パイプ 本	鉄線 kg	
南区	出島 二丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,200	—	42	—	3,700	350	5	5
南区	比治山本町 12-6	西部建設事務 所長	33,675	—	750	35	400	—	20	6
佐伯区	五日市町 寺田		5,000	100	50	—	—	200		8

# 水防倉庫及び備蓄土位置図

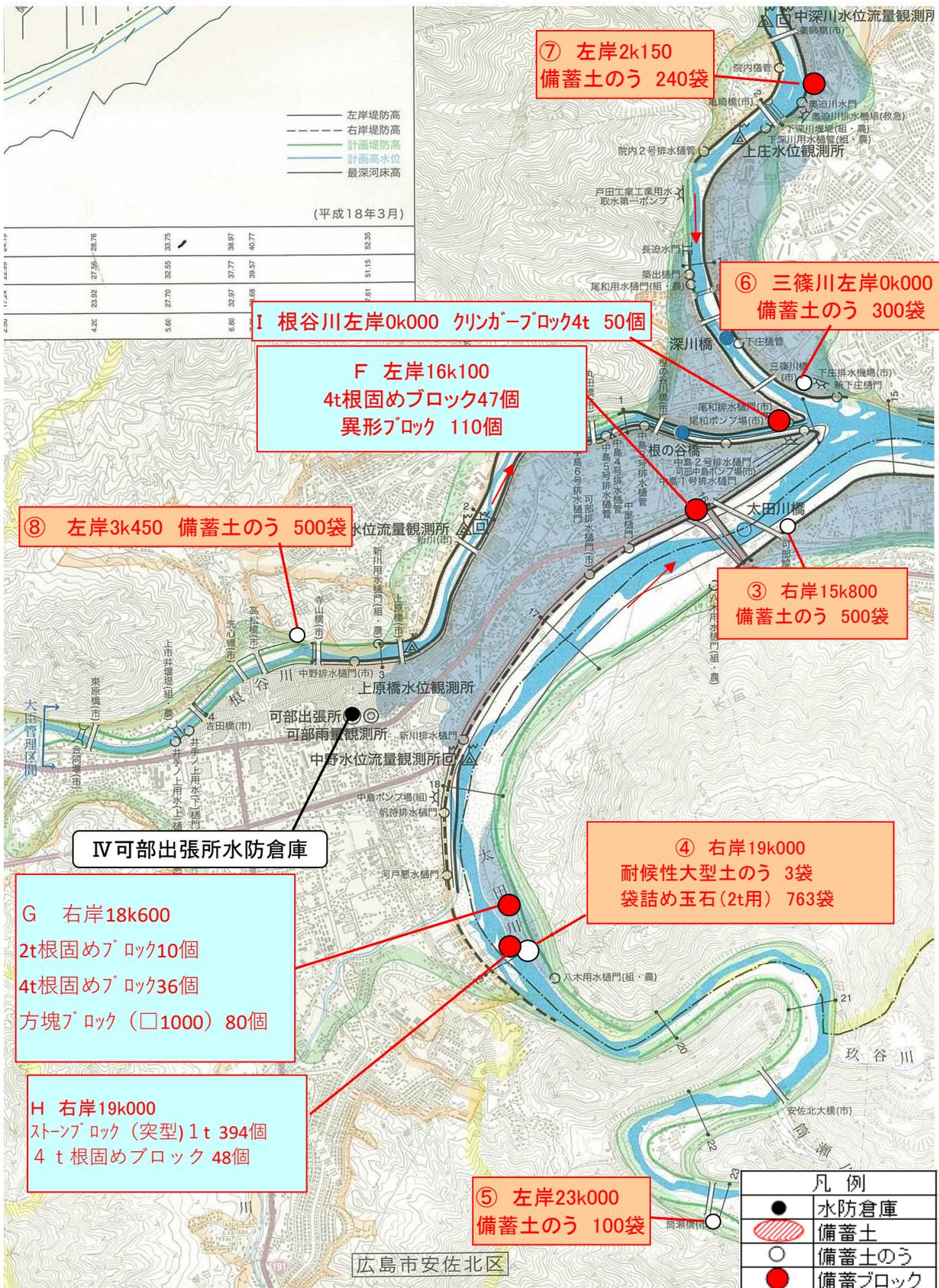
己斐出張所管内



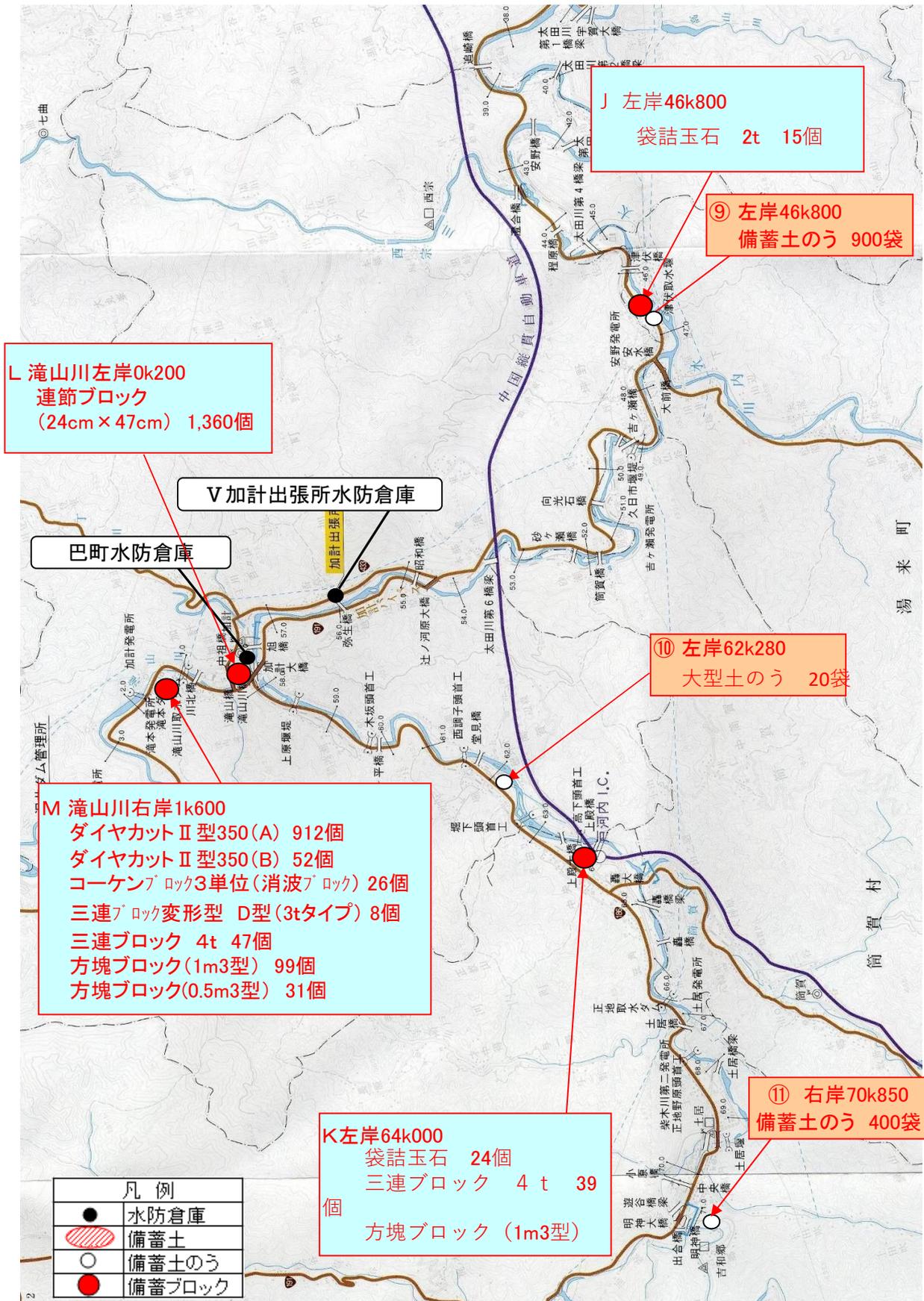
大芝出張所管内



可部出張所管内



加計出張所管内



別表第9 消防機関の車両等《消防局施設課》

1 消防局（署）消防自動車等の配置状況

(令和4年4月1日現在)

区 別	中 区		東 区	南 区	西 区	安 佐 南 区	安 佐 北 区	安芸区	佐伯区	計
	局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
消防ポンプ自動車		6	9	12	10	9	13	10	11	80
特 殊 車	はしご車		2	1	1	2	2	1	2	13
	救助工作車		1	1	1	1	2	1	1	9
	化学車				1	1			1	3
	大型水槽車						1			1
	災害対応特殊車	1	3	1	1			1		2
救急車		5	5	8	6	5	8	6	7	50
輸送車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
指揮車	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11
広報車	1	1	1	2	1	1	2	1	1	11
積載車				1				1		2
査察広報車	1	1	1	1	1	1	2	2	1	11
起震車	1				1					1
機関員訓練車					1	1		2		4
研修ポンプ車	1									1
救急研修車					1					1
マイクロバス等	1		1		2	1		1	1	7
パトロール車									1	1
その他の車両	9				3	1				13
航空隊電源車	1									1
原付自転車等		5	7	11	12	12	17	10	8	82
消防艇				1						1
救助艇				1						1
ヘリコプター	1									1
無人航空機	1									1
計	22	26	29	43	43	37	49	38	37	324

2 消防団消防自動車等の配置状況

(令和4年4月1日現在)

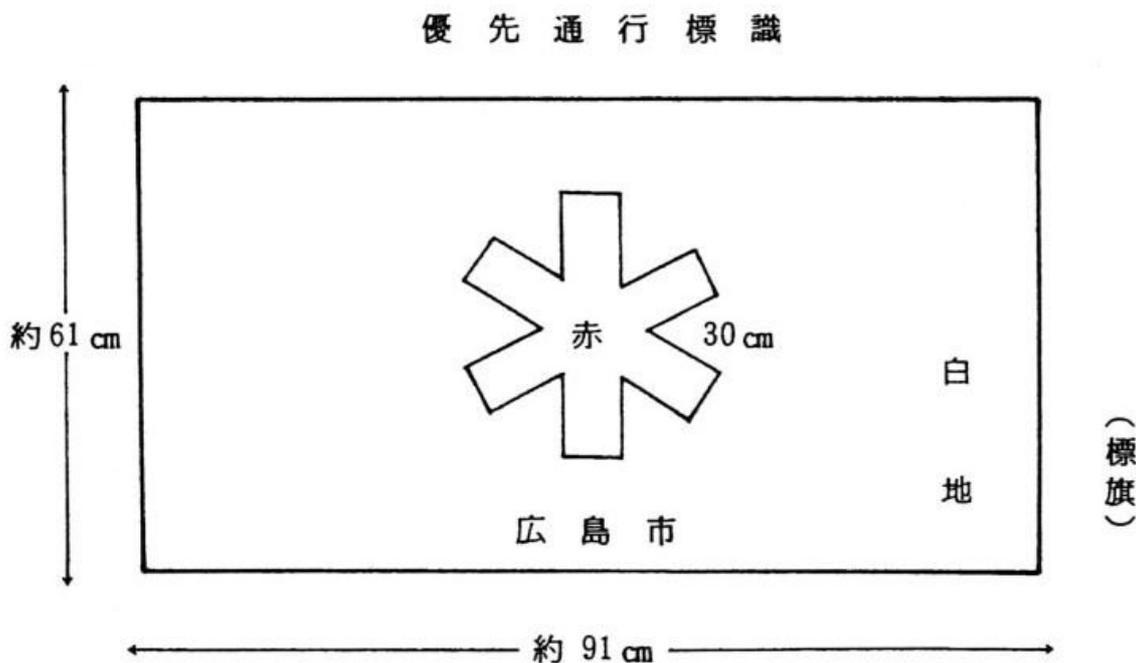
区 別	中 区		東 区	南 区	西 区	安 佐 南 区	安 佐 北 区	安芸区	佐伯区	計
	局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
消防ポンプ車			1			3	14	9	5	32
積載車		9	11	12	9	21	34	8	20	124
連絡車	1									1
計	1	9	12	12	9	24	48	17	25	157

別表第 10 市有建設車両

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

局・区	課	車 種	台 数 (内 訳)
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	大型ダンプ	1 (9.2 t)
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	大型ダンプ	1 (8 t)
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	中型ダンプ	1 (4 t)
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	小型ダンプ	1 (2 t)
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	小型ダンプ	1 (1 t)
都市整備局	緑政課 (みどり生きもの協会本部)	小型ダンプ	1 (2 t)
都市整備局	緑政課 (安佐動物公園)	小型ダンプ	1 (2 t)
都市整備局	緑政課 (植物公園)	小型ダンプ	2 (1 t)
中 区	維持管理課	小型ダンプ	1 (2 t)
安 佐 南 区	維持管理課	小型ダンプ	1 (2 t)
合計 11台 (小型ダンプ 8台) (中型ダンプ 1台) (大型ダンプ 2台)			

別表第 11 優先通行標識



別表第 1 2 水防信号施設等

1 水防信号

方法区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	● 休 止      ● 休 止      ● 休 止	約 5 秒      約 1 5 秒      約 5 秒 ●—      休 止      ●—
第 2 信号	●-●-●      ●-●-●      ●-●-●	約 5 秒      約 6 秒      約 5 秒 ●—      休 止      ●—
第 3 信号	●-●-●-●      ●-●-●-●      ●-●-●-●	約 1 0 秒      約 5 秒      約 1 0 秒 ●—      休 止      ●—
第 4 信号	乱 打	約 1 分      約 5 秒      約 1 分 ●—      休 止      ●—
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号とサイレンを併用し得ること。 3 危険が去ったときは口頭伝達をすること。	
(注)		
第 1 信号	河川では量水標が警戒水位、海岸では台風襲来時の危険風向きの風速が毎秒 20 メートル程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの	
第 2 信号	水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの	
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	

## 2 水防信号施設等

( 中 区 )

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
中消防署白島出張所	白島九軒町12-20		○
幟町中学校	上幟町6-29	○	
広島そごう百貨店	基町6-27	○	
中央公園	基町15	○	
広島城跡	基町21	○	
福屋百貨店	胡町6-26	○	
東横イン広島平和大通	田中町5-15	○	
広島市消防局	大手町五丁目20-12	○	○
中区役所	国泰寺町一丁目4-21	○	
広島市役所	国泰寺町一丁目6-34		○
東千田公園	東千田町一丁目1	○	
平和記念公園	中島町1	○	
吉島公園	羽衣町16	○	
中消防署江波出張所	舟入南六丁目2-1		○
計 14施設		11	4

( 東 区 )

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
東区役所	東蟹屋町9-38	○	
東消防署	光町二丁目12-6	○	○
牛田南一丁目集会所	二葉の里二丁目6	○	
早稲田中学校	牛田早稲田四丁目15-1	○	
新牛田公園	牛田新町一丁目8	○	
矢賀小学校	矢賀二丁目10-67	○	
高天原墓園	矢賀町	○	
東消防署戸坂出張所	戸坂出江二丁目9-11		○
戸坂運動広場	戸坂新町三丁目1916	○	
広島城北学園	戸坂城山町1-3	○	
中山西第一公園	中山西二丁目14	○	
中山上第四公園	中山上一丁目7	○	
上温品小学校	上温品三丁目4-1	○	
馬木第五公園	馬木五丁目1440-1	○	
福木中学校	馬木九丁目1-5	○	
東消防署福田出張所	福田七丁目2-10		○
計 16施設		14	3

## ( 南 区 )

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
広島駅新幹線口	松原町1	○	
広島市民球場 (マツダスタジアム)	南蟹屋二丁目3-1	○	
南消防署青崎出張所	東青崎町10-25		○
南消防署	的場町二丁目5-14	○	
比治山公園	比治山公園1	○	
南区役所	皆実町一丁目5-44	○	
広島工業高等学校	出汐二丁目4-75	○	
湊崎公園	東雲三丁目18	○	
南消防署東本浦出張所	東本浦町23-6		○
黄金山小学校	北大河町35-1	○	
南消防署日宇那出張所	日宇那町3-6		○
出島福祉センター	出島一丁目32-1	○	
出島西公園	出島二丁目22	○	
南消防署宇品出張所	宇品東二丁目1-46	○	
広島みなと公園	宇品海岸一丁目13	○	
南消防署水上出張所	宇品海岸二丁目23-39	○	○
宇品海岸三丁目	宇品海岸三丁目2	○	
広島競輪場	宇品海岸三丁目6-40	○	
南消防署似島出張所	似島町字家下752-74		○
計 19施設		15	5

## ( 西 区 )

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
大芝公園	大芝公園2	○	
西消防署三篠出張所	三篠町三丁目16-23		○
横川駅前広場	横川新町1	○	
西消防署	都町43-10	○	
西区役所	福島町二丁目2-1	○	
広島県総合グラウンド	観音新町二丁目11-124	○	
観音新町四丁目	観音新町四丁目13	○	
西消防署己斐出張所	己斐中三丁目14-2		○
西広島駅前広場	己斐本町一丁目11	○	
庚午小学校	庚午中一丁目15-1	○	
草津公園	庚午南二丁目38	○	
鈴が峰公園	鈴が峰町46	○	
中央卸売市場	草津港一丁目8	○	
西消防署井口出張所	商工センター四丁目1-1		○
商工センター五丁目	商工センター五丁目7	○	
広島井口高等学校	井口明神二丁目11-1	○	
高須台第三公園	高須台五丁目6	○	
古田台公園	古田台一丁目12	○	
計 18施設		15	3

## (安佐南区)

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
八木分団梅林車庫	八木三丁目2-24	○	○
細田山公園	八木七丁目12	○	○
城南中学校	川内六丁目8-1	○	
安佐南消防署	緑井一丁目10-3	○	
中須一丁目(大町駅)	中須一丁目47	○	
大町小学校	大町西二丁目24-1	○	
安佐南区役所	古市一丁目33-14	○	
祇園東中学校	西原七丁目16-1	○	
安佐南消防署祇園出張所	祇園二丁目48-11	○	○
広島経済大学	祇園五丁目37-1	○	
山本第四公園	山本五丁目67	○	
安田女子大学	安東六丁目13-1	○	
安佐南消防署上安出張所	上安五丁目8-14		○
安西小学校	高取南二丁目18-1	○	
若葉台中央公園	伴北七丁目34	○	
広陵高等学校	伴東三丁目14-1	○	
沼田高等学校	伴東六丁目1-1	○	
沼田合同庁舎	伴東七丁目64-8	○	○
伴分団奥畑車庫	伴西五丁目1126-1	○	○
上奥畑集会所	伴西六丁目310	○	○
沼田町伴桜ヶ峠口	伴西六丁目510	○	
広島修道大学	大塚東一丁目1-1	○	
戸山分団阿戸車庫	沼田町大字阿戸1416-7	○	○
戸山小中学校	沼田町大字阿戸3722	○	
戸山分団吉山車庫	沼田町大字吉山1393-1	○	○
計 25施設		24	9

## (安佐北区)

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
ふじランド第一公園	口田南四丁目28	○	
口田分団矢口車庫	口田南七丁目18-22		○
中山公園	落合四丁目16	○	
安佐北消防署高陽出張所	真亀一丁目3-6		○
寺迫公園	真亀一丁目9	○	
広島市総合防災センター	倉掛二丁目33-1	○	
深川第二公園	深川四丁目8	○	○
小河原・上深川集会所	小河原町160-1	○	
狩留家集会所	狩留家町3144-4	○	
明神公園(可部駅)	可部二丁目37	○	
安佐北区総合福祉センター	可部三丁目19-22	○	
寺山公園	可部東四丁目28	○	
安佐北消防署	可部南四丁目26-13	○	○
北部子ども療育センター	可部南五丁目8-70	○	
亀山南小学校	亀山南三丁目28-2	○	
亀山分団亀山西車庫	亀山西二丁目3-1	○	○
三入公民館	三入五丁目15-9	○	
桐陽台公園	三入東二丁目6	○	

## (安佐北区)

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
大林小学校	大林四丁目14-1	○	
旧三入分団南原車庫	可部町大字南原226-3	○	○
中河内集会所	可部町大字勝木520	○	○
久地分団幸ノ神車庫	安佐町大字久地381-10	○	○
宇賀神社	安佐町大字久地7681	○	
宮野神社	安佐町大字宮野61-1	○	
日浦分団筒瀬車庫	安佐町大字筒瀬559-1	○	○
小河内分団小浜車庫	安佐町大字小河内659-2	○	○
旧小河内小学校	安佐町大字小河内4734	○	
鈴張分団東車庫	安佐町大字鈴張760-3	○	○
鈴張小学校	安佐町大字鈴張1896	○	
鈴張分団西車庫	安佐町大字鈴張4366-4	○	○
安佐北消防署安佐出張所	安佐町大字飯室3052-1		○
久地南小学校	安佐町大字くすの木台55-1	○	
日浦公民館	あさひが丘三丁目23-13		○
井原小学校	白木町大字井原825	○	
志屋小学校	白木町大字志路3890-1	○	
志路第一調整池	白木町大字志路6012-1	○	
白木中学校	白木町大字市川1428	○	
安佐北消防署白木出張所	白木町大字市川1533-5		○
桧山集会所	白木町大字市川6363-1	○	○
三田小学校	白木町大字三田2649	○	
白木町三田福永地区	白木町大字三田5961-3	○	
白木町三田弥谷地区	白木町大字三田8265	○	
計 42施設		37	16

## (安芸区)

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
安芸区役所	船越南三丁目4-36	○	
畑賀小学校	畑賀三丁目28-16	○	○
瀬野川中学校	中野四丁目24-1	○	
安芸区スポーツセンター	中野東二丁目3-1	○	
みどり坂第八公園	瀬野西三丁目25	○	○
瀬野分団中原車庫	上瀬野一丁目18-14	○	○
上大山集会所	上瀬野町139-8	○	○
阿戸町弓張松	阿戸町1933-1	○	
阿戸生活改善センター	阿戸町4020-1	○	○
安芸区役所阿戸出張所	阿戸町6257-2	○	○
県立安芸南高等学校	矢野西二丁目15-1	○	
安芸区役所矢野出張所	矢野東五丁目7-18	○	
矢野ニュータウン第六公園	矢野南三丁目36	○	
寺屋敷集会所	矢野町740-3	○	
寺屋敷団地自治会倉庫	矢野町752-747	○	○
計 15施設		15	7

## (佐伯区)

設 置 場 所		種 別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
石内南中央公園	石内南四丁目1	○	○
五月が丘小学校	五月が丘二丁目22-1	○	
八幡分団美鈴が丘車庫	美鈴が丘南三丁目1-2	○	○
五日市中学校	五日市中央六丁目4-1	○	
佐伯消防署	五日市中央七丁目25-18	○	
佐伯区役所	海老園二丁目5-28	○	○
海老山公園(五日市駅)	海老山町6	○	
広島工業大学	三宅二丁目1-1	○	
廿日市高等学校グラウンド	美の里二丁目7	○	
彩が丘小学校	河内南二丁目10-1	○	
河内公民館	五日市町大字上河内537	○	
河内分団白川車庫	五日市町大字下河内1238-4	○	○
杉並台公園	杉並台64	○	
津伏集会所	湯来町大字下530-3	○	
下地区集会所	湯来町大字下1241	○	
下五原集会所	湯来町大字下1503-2	○	○
桐集会所	湯来町大字白砂583	○	
八幡原中央集会所	湯来町大字白砂2798-6	○	○
上多田集会所	湯来町大字多田523-1	○	
湯来町来栖根地区	湯来町大字多田1923-2	○	○
日入谷集会所	湯来町大字多田2076-1	○	
湯来西公民館	湯来町大字多田2712	○	
湯来町葛原地区	湯来町大字葛原1473-3	○	○
砂谷中学校	湯来町大字伏谷5-1	○	
大森集会所	湯来町大字伏谷1499	○	
湯来東小学校	湯来町大字麦谷1803-1	○	
湯来中学校	湯来町大字和田112	○	
佐伯消防署湯来出張所	湯来町大字和田224		○
下和田集会所	湯来町大字和田1021-3	○	
計 29施設		28	9

別表第 13

身 分 証 票

<p style="text-align: center;">水 防 職 員 証</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">令和</td> <td style="padding: 5px;">・</td> <td style="padding: 5px;">・</td> <td style="padding: 5px;">交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">号</td> </tr> </table> <p>所 属 名</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>所属長氏名 <span style="float: right;">印</span></p>	令和	・	・	交付	第			号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防法第49条第2項の規定により必要な土地に立ち入るときは必ず本証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。</li> <li>2 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>3 本証の記載事項に変動があったときは、直ちに返還しなければならない。</li> </ol>
令和	・	・	交付						
第			号						

(表)

(裏)

別表第14

水防活動実績報告書

(作成責任者)

印

管 理 団 体 名									指定・非指定の別				
水防実施時の台風名・豪雨名									報 告 年 月 日	令 和	年	月	日
場 所	右 川 岸 地先 m 左							管 理 分 団 体	県支出分	計			
日 時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時												
出動人員数	消防局	市	消防団員	その他	計			所 要 経 費	人 件 費	手 当			
	人	人	人	人	人	資材費				そ の 他			
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m							物 件 費	計				
									器材費				
									燃料費				
									雑 費				
									計				
									合 計				
水防の効 果	被 害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使 用 資 材	か ま す	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人		P. P土俵	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人	む し ろ	枚	枚	枚	
									な わ	卷	卷	卷	
									丸 太	本	本	本	
他 の 団 体 よ り の 応 援 の 状 況									立退きの状況及びそれを指示した理由				
居 住 者 の 出 動 状 況									水防功労者の氏名・年齢・所属及びその功績概要				
警 察 の 援 助 状 況									堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況				
現 場 の 指 導 者 氏 名									水防活動に関する自己批判				
水防関係者の死傷									備 考				



登録番号	広Y2-2023-110
名称	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 広島市水防計画
主管課 所在地	広島市危機管理室危機管理課 TEL082-504-2653 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
発行年月	令和5年6月
印刷会社名	鯉城印刷株式会社

リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。